

平成23年6月14日  
原子力安全・保安院

## 地震被害情報（第169報） （6月14日15時30分現在）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、東北電力(株)女川原子力発電所、日本原子力発電(株)東海第二、電気、ガス、熱供給、コンビナート被害の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

### 1. 原子力発電所関係

#### ○東京電力(株)福島第一原子力発電所

- ・ 2号機タービン建屋の溜まり水を1号機復水器へ移送する準備のため、1号機復水器の水（約75t）を1号機タービン建屋地下へ移送（6月13日14:58～17:43）
- ・ 1号機について、原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、一時的に注水を消防ポンプに切り替えて原子炉への注水を開始（6月14日14:09）
- ・ 2、3号機について、原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、冷却水注入を一時停止（2号機6月14日12:14～12:37、3号機6月14日13:02～13:31）
- ・ 3号機タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送開始（6月14日10:05）
- ・ 4号機使用済燃料プールについて、コンクリートポンプ車（58m級）により淡水（約150t）を放水（6月13日16:36～21:00）（16:38～19:15にヒドラジン約0.5m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（6月13日10:00～16:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送開始（6月14日10:00）
- ・ 放射性物質の飛散を防ぐ飛散防止剤を技能訓練センター一周辺、正門周辺、野鳥の森周辺、5/6号機超高圧開閉所周辺及び免震棟駐車場周辺の約8,750m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（6月13日9:00～13:00）
- ・ リモートコントロール重機によりがれき（コンテナ2個分）を撤去（6月13日9:00～16:00）
- ・ 溜まり水処理設備のセシウム吸着装置について、低レベル汚染水を用いた試運転を実施（6月14日3:45～14:00）

### 3. 原子力安全・保安院等の対応

6月13日、経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所3号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系（以下「循環冷却システム」という）の設置に関して、設置に係る計画の内容、それによる使用済燃料プール内の使用済燃料の安定的な冷却への効果及び下記事項に係る安全性の評価の結果について報告するよう指示を行った。

- ① 循環冷却システムを構成する設備の構造強度及び耐震安全性
- ② 循環冷却システムの冷却能力
- ③ 循環冷却システムからの冷却水の漏えい防止策
- ④ 循環冷却システムの機能喪失時の対策
- ⑤ 循環冷却システムの設置、運転等に係る放射線防護対策
- ⑥ 循環冷却システムの運転管理及び保守管理
- ⑦ その他循環冷却システムの設置にかかる安全性の評価に当たって必要な事項

#### <被ばくの可能性（従業員等の被ばく）>

6月13日に、東京電力が3月中に緊急作業に従事した作業員の外部被ばく線量の評価結果及び、同作業員のうちで5月末日までにホールボディカウンタによる測定を実施した作業員についての内部被ばく線量に係る一時評価結果がまとまったものについて公表した。それによれば、250mSvを超える恐れのある作業員が6月10日に公表した2名を含めて計8名となった。

#### <警戒区域への一時立入りについて>

6月14日、南相馬市、富岡町及び楡葉町で、住民の一時立入りを実施

(本発表資料のお問い合わせ)

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、小山田

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

## 1 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

## (1) 運転状況

1号機(46万kW)(自動停止)

2号機(78万4千kW)(自動停止)

3号機(78万4千kW)(自動停止)

4号機(78万4千kW)(定検により停止中)

5号機(78万4千kW)(定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)

6号機(110万kW)(定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

## (2) モニタリングの状況

別添参照

## (3) 主なプラントパラメーター(6月14日12:00現在)

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機 (冷温停止)	6号機 (冷温停止)
原子炉圧力*1 [MPa]	0.128(A)*6 —(B)*6	0.090(A)*3 0.099(D)*3	-0.033(A)*3 0.001(C)*3	—	0.111	0.124
原子炉格納容器圧力 (D/W) [kPa]	132.3	15	100.1	—	—	—
原子炉水温度 [°C]	—	—	—	—	49.7	30.7
原子炉水位*2 [mm]	ダウンスケル(A) -1700(B)	-1500(A) -2100(B)	-1850(A) -2250(B)	—	1834	2133
原子炉格納容器内 S/C水温 [°C]	50.6(A) 50.4(B)	61.8(A) 61.9(B)	46.9(A) 47.0(B)	—	—	—
原子炉格納容器内 S/C圧力 [kPa]	115	ダウンスケル*5	184.3	—	—	—
使用済燃料プール 水温度 [°C]	*5	32	62*4 (5/8現在)	85~86*7	44.5	40.5
備考 (データ採取時間)	6/14 11:00 現在の値	6/14 11:00 現在の値	6/14 11:00 現在の値	6/13 21:02 現在	6/14 12:00 現在の値	6/14 12:00 現在の値

\*1: 絶対圧に換算

\*2: 燃料頂部からの数値

\*3: 状況推移を継続確認中

\*4: 使用済燃料プール水のサンプリング時に測定を実施

\*5: 計器不良

\*6: 6月4日11:00より、仮設計器の値をA系に代表して記載

\* 7 : 仮設の熱電対の測定値

(4) 各プラント等の状況

< 1号機関係 >

- ・原子力災害対策特別措置法第15条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3月11日16:36）
- ・ベント開始（3月12日10:17）
- ・真水を8万リットル注入完了（3月12日14:53）（その後、どの時点で停止したか不明）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水を注水開始（3月12日19:04）、  
ホウ酸投入開始（3月12日20:45）→注水を一時中断（3月14日1:10）
- ・1号機で爆発音（3月12日15:36）
- ・消火系に加え、給水系を使うことにより炉心への注水量を増量（ $2\text{m}^3/\text{h}$ → $18\text{m}^3/\text{h}$ ）（3月23日2:33）。その後、給水系のみに切替（約 $11\text{m}^3/\text{h}$ ）（3月23日9:00）
- ・中央制御室の照明復帰（3月24日11:30）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水開始。（3月25日15:37）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を測定した結果、主な核種として $^{131}\text{I}$ （ヨウ素）が $2.1 \times 10^5 \text{Bq}/\text{cm}^3$ 、 $^{137}\text{Cs}$ （セシウム）が $1.8 \times 10^6 \text{Bq}/\text{cm}^3$ 、検出
- ・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月29日8:32）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を、3月24日17時頃から復水器へ移送開始。復水器の水位が満水に近いことが確認されたため、復水器への排水を停止（3月29日7:30）。タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水を、サプレッションプール水サージタンク（A）へ移送開始（3月31日12:00）し、移送先をサプレッションプール水サージタンク（B）に切り替えた後（3月31日15:25）、移送を再開し、終了（4月2日15:26）
- ・使用済燃料プールについて、コンクリートポンプ車（62m級）が約90t放水（淡水）（3月31日13:03～16:04）。コンクリートポンプ車（62m級）による放水位置の確認のため、試験放水（4月2日17:16～17:19）
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯（4月2日）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4月3日10:42～11:52）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4月3日12:02）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始（4月3日13:55）
- ・原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉

- 格納容器への窒素封入操作開始（4月6日22:30）
- ・原子炉格納容器への窒素封入開始を確認（4月7日1:31）
  - ・原子炉格納容器への窒素封入を高純度窒素発生装置に切替（4月9日4:10）
  - ・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了（4月10日09:30）
  - ・地震発生（4月11日17:16頃福島県浜通り）により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水及び原子炉格納容器への窒素封入が停止（4月11日17:16頃）
  - ・外部電源復旧（4月11日17:56）
  - ・原子炉圧力容器への淡水の注水再開（4月11日18:04）
  - ・原子炉格納容器への窒素封入を再開（4月11日23:34）
  - ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4月17日16:00～17:30）
  - ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4月18日11:50～12:12）
  - ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4月25日10:57～18:25）
  - ・外部電源増強工事に伴い、原子炉格納容器への窒素封入を一時停止（4月25日14:10～19:10）。
  - ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4月26日11:35～13:24頃）
  - ・原子炉圧力容器への注水量を約6m<sup>3</sup>/hから最大約14m<sup>3</sup>/hまで段階的に変化させる操作を開始（4月27日10:02）。10m<sup>3</sup>/hにて注水を実施後、6m<sup>3</sup>/hに戻した（4月29日10:14）
  - ・無人ロボットによる原子炉建屋内の状況調査を実施（4月29日11:36～14:05）
  - ・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5月2日12:58～15:03）
  - ・原子炉建屋作業環境改善のため、局所排風機設置に係る作業を開始（5月2日）。局所排風機全台（6台）運転（5月5日16:36～5月8日20:02）
  - ・炉心注水量を6m<sup>3</sup>/hから8m<sup>3</sup>/hに変更（5月6日10:01）
  - ・原子炉建屋の二重扉を貫通しているダクトを切断し、一部開放（5月8日20:08）
  - ・原子炉建屋の二重扉を開放（5月9日4:17）
  - ・正圧ハウス解体（5月9日5:10）
  - ・原子炉圧力容器の水位計を校正（5月10日9:40～10:55）
  - ・大熊線2号線の復旧に伴い、窒素封入を一時停止（5月11日8:50～15:58）
  - ・原子炉圧力容器の水位状態を確認、原子炉格納容器圧力計を校正（5月11日9:50～11:14）
  - ・遠隔操作ロボットによる原子炉建屋内の現場確認を実施（5月13日16:01～17:39）

- ・コンクリートポンプ車（62m級）により使用済燃料プールへ淡水放水（5月14日15:07～15:18 強風の影響により中止）
- ・炉心注水量を8m<sup>3</sup>/hから10m<sup>3</sup>/hに変更（5月15日13:28）
- ・炉心注水量を約10m<sup>3</sup>/hから約6m<sup>3</sup>/hに変更（5月17日11:50）
- ・原子炉建屋に入域し、水位監視と線量測定を実施（5月20日9:30～12:15）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により使用済燃料プールへ淡水（約50t）を放水（5月20日15:06～16:15）
- ・「温度高」によりコンプレッサーが停止したため、窒素封入が一時中断（5月21日14:00頃）。バックアップ装置により窒素封入再開（同日17:11）。2, 3号機で使用予定であった窒素封入装置に切り替え（5月22日11:23）
- ・原子炉建屋開口部において空気中の放射性物質についてサンプリング作業を実施（5月22日12:30～13:50）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により使用済燃料プールへ淡水（約90t）を放水（5月22日15:33～17:09）
- ・電源切り替えのため、原子炉格納容器への窒素封入を一時停止（5月25日9:14～9:18, 15:16～15:18）
- ・窒素供給用コンプレッサーが停止していることを確認（5月25日15:45）。予備機に切り替えて封入再開（同日19:44）
- ・原子炉建屋に入域し、原子炉建屋滞留水の水位計の取り付け、地下滞留水のサンプリング及び使用済燃料プールへのホース敷設を実施（5月27日10:30～12時頃及び15時頃）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水するため、リークテストを実施（5月28日16:47～17:00）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約168t）を注水（5月29日11:10～15:35）
- ・炉心注水量を約6m<sup>3</sup>/hから約5m<sup>3</sup>/hに変更（5月31日20:30）
- ・仮設原子炉圧力計を設置（6月3日10:38～12:21）
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（6月3日15:00頃～17:00頃）
- ・原子炉への注水供給ラインのルート変更作業に伴い、冷却水注入を一時停止（6月4日9:57～13:56）（10:02～13:43 消防ポンプによる原子炉への注水を実施）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約15t）を注水（6月5日10:16～10:48）
- ・1, 2号機中央制御室内の照明が停電したことを確認（6月8日14:20）。詳細を確認した結果、パワーセンターの一部電源（2C）の供給停止を確認（同日14:35）。1号機窒素供給装置の圧力上昇が確認されたことから、窒素供給を一時停止（同日14:57）したが、当該電源の復旧（同日17:32）に伴い、窒素供給再開（同日17:54）。

- ・ 2号機タービン建屋の溜まり水を1号機復水器へ移送する準備のため、1号機復水器の水（約75t）を1号機タービン建屋地下へ移送（6月13日14:58～17:43）
- ・ 原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、一時的に注水を消防ポンプに切り替えて原子炉への注水を開始（6月14日14:09）
- ・ 原子炉圧力容器へ淡水を注水中（6月14日15:30現在）

#### <2号機関係>

- ・ 原子力災害対策特別措置法第15条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3月11日16:36）
- ・ ベント開始（3月13日11:00）
- ・ 3号機の建屋の爆発に伴い、原子炉建屋ブローアウトパネル開放（3月14日11:00過ぎ）
- ・ 原子炉圧力容器の水位が低下傾向（3月14日13:18）。原子力災害対策特別措置法第15条事象（原子炉冷却機能喪失）である旨、受信（3月14日13:49）
- ・ 原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水の注水作業開始（3月14日16:34）
- ・ 原子炉圧力容器の水位が低下傾向（3月14日22:50）
- ・ ベント開始（3月15日0:02）
- ・ 2号機で爆発音がするとともに、サブプレッションプール（圧力抑制室）の圧力低下（3月15日6:10）。同室に異常が発生したおそれ（3月15日6:20頃）
- ・ 外部送電線から予備電源変電設備までの受電を完了し、そこから負荷側へのケーブル敷設を実施（3月19日13:30）
- ・ 使用済燃料プールに海水を40t注水（冷却系配管に消防車のポンプを接続）（3月20日15:05～17:20）
- ・ パワーセンター受電（3月20日15:46）
- ・ 白煙が発生（3月21日18:22）
- ・ 白煙はほとんど見えない程度に減少（3月22日7:11現在）
- ・ 使用済燃料プールに海水を18t注水（3月22日16:07～17:01）
- ・ 使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて海水を注水（3月25日10:30～12:19）
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水開始（3月26日10:10）
- ・ 中央制御室の照明復帰（3月26日16:46）
- ・ 消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月27日18:31）
- ・ 3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定結果について、 $^{134}\text{I}$ （ヨウ素）の測定値に誤りがあるとの判断を踏まえた再度の採取及び分析・評価の結果、 $^{134}\text{I}$ （ヨウ素）を含むガンマ核種の濃度については、検出限界値未満であることの報告（3月28日

0:07)

- ・ 消防ポンプによる海水の使用済燃料プールへの注水を仮設電動ポンプによる淡水に切り替え注水 (3月29日 16:30~18:25)
- ・ 3月30日 9:25より使用済燃料プールへの注水をしていたところ、仮設電動ポンプの不調が同日 9:45に確認されたため、消防ポンプによる切り替えを行ったが、ホースの亀裂が確認 (3月30日 12:47、13:10) されたため、注水を中断。淡水の注水を再開 (3月30日 19:05~23:50)
- ・ 使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて仮設電動ポンプにより淡水を約 70t 注水 (4月1日 14:56~17:05)
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送 (3月29日 16:45~4月1日 11:50)
- ・ 取水口付近にある電源ケーブルを収めているピット内に、1,000mSv/h を超える水が溜まっていること及びピット側面のコンクリート部分に長さ約 20cm の亀裂があり、当該部分より、水が海に流出していることを確認 (4月2日 9:30頃)。止水処置のため、コンクリートを注入 (4月2日 16:25、19:02)
- ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始 (4月2日 17:10)
- ・ トレンチ立坑及びタービン建屋地下1階の水位を監視するためのカメラを設置 (4月2日)
- ・ タービン建屋の一部の照明が点灯 (4月2日)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施 (4月3日 10:22~12:06)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え (4月3日 12:12)
- ・ 2号機バースクリーン近傍にあるピット内に溜まっている水の海水への流出を防止する措置として、取水電源トレンチの天端を破碎し、おがくず (3kg/袋) 20 袋、高分子吸収材 (100g/袋) 80 袋、裁断処理した新聞紙 (大きいゴミ袋) 3 袋を投入 (4月3日 13:47~14:30)
- ・ トレーサー (乳白色の入浴剤) 約 13kg を海水配管トレンチ立坑から投入 (4月4日 7:08~7:11)
- ・ 使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて仮設電動ポンプによる淡水 (約 70 t) を注水 (4月4日 11:05~13:37)
- ・ 2号機バースクリーン近傍のピット周辺に2箇所穴を開け、トレーサーを注入し、亀裂部から海に流出していることを確認 (4月5日 14:15)。ピット周辺に開けた穴に水流出防止のための凝固剤 (水ガラス) 注入開始 (4月5日 15:07)。水の流出が止まったことを確認 (4月6日 5:38頃) また、タービン建屋の水位については、上昇してないことを確認。さらに、流出していた箇所について、ゴム板と治具 (つかえ棒) により止水の対策を実施 (4月6日

13:15 完了)

- ・復水器の水を復水貯蔵タンクに移送するポンプを1台増設(計2台 30m<sup>3</sup>/h)(4月5日 15:40頃)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水(約36t)(4月7日 13:39~14:34)
- ・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了(4月9日 13:10)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水(約60t)(4月10日 10:37~12:38)
- ・地震発生(4月11日 17:16頃)により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水が停止(4月11日 17:16頃)
- ・外部電源復旧(4月11日 17:56)
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水を再開(4月11日 18:04)
- ・タービン建屋トレンチの滞留水を水中ポンプにより、復水器のホットウェルへ移送を開始(4月12日 19:35)。漏えい確認等のため、一時停止(4月13日 11:00)。その後、漏えいが無いことが確認されたことから、4月13日 15:02に移送を再開し、4月13日 17:04に滞留水の移送を停止。移送実績は約660t
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水(約60t)(4月13日 13:15~14:55)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水(約45t)(4月16日 10:13~11:54 ※11:19頃に発生した地震の影響で11:39に仮設電動ポンプ停止。11:54にスキマーレベルの上昇の確認により、満水を確認。)
- ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止(4月18日 12:13~12:37)
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施(4月18日 13:42~14:33)
- ・電源トレンチ内に止水剤(水ガラス)を約17,000L注入(4月18日 9:30~17:40)
- ・使用済燃料プール水の状況把握のため、使用済燃料プールからスキマーサージタンクに流出した水のサンプリング作業を実施(4月16日)。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行ったその結果、<sup>131</sup>I(ヨウ素)が $4.1 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 、<sup>134</sup>Cs(セシウム)が $1.6 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 、<sup>137</sup>Cs(セシウム)が $1.5 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ を検出(4月17日)
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水(高線量の滞留水)を集中廃棄物処理施設へ移送開始(4月19日 10:08~)
- ・電源トレンチ内に止水剤(水ガラス)を約7,000L注入(4月19日 8:00~15:30)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水(約47t)(4月19日 16:08~17:28)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水(約50t)(4月22日 15:55~17:40)

- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 38t）（4 月 25 日 10:12～11:18）
- ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4 月 25 日 10:57～18:25）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 43t）（4 月 28 日 10:15～11:28）
- ・移送設備の点検等のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（4 月 29 日 9:16）。移送を再開（4 月 30 日 14:05）
- ・トレンチ立坑の閉塞作業を開始（5 月 1 日 13:35～）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 55t）（5 月 2 日 10:05～11:40）
- ・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5 月 2 日 12:58～15:03）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 58t）（5 月 6 日 9:36～11:16）
- ・3号機の原子炉への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 7 日 9:22）。移送を再開（5 月 7 日 16:02）
- ・3号機タービン建屋内から集中廃棄物処理施設への移送配管布設のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 10 日 9:01～5 月 11 日 15:20）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（5 月 10 日 13:09～14:45）（13:19～14:35 にヒドラジン約 1.2m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（5 月 14 日 13:00～14:37）（13:08～14:02 にヒドラジン約 1.0m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・原子炉建屋内の事前調査を実施（5 月 18 日 9:24～9:38）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 53t）を注水（5 月 18 日 13:10～14:40）（13:15～14:30 にヒドラジン約 1.1m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注入（5 月 22 日 13:02～14:40）（13:04～14:03 にヒドラジン約 1.0m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・電源切替作業に伴い、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 25 日 9:05～15:30）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 53t）を注入（5 月 26 日 10:06～11:36）（10:10～11:10 にヒドラジン約 1.0m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・原子炉圧力容器への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、復水器の水をタービン建屋地下へ移送（5 月 26 日 14:45～5 月 27 日 14:30）
- ・原子炉建屋内の事前調査を実施（5 月 26 日 15:19～15:32）

- ・タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送について、同施設の水量が地下1階床面に近づいたため、移送を中断（5月26日16:01）
- ・消火系配管からの炉心注水（7m<sup>3</sup>/h）に加え、給水系配管から炉心注水（約5m<sup>3</sup>/h）を開始（5月29日11:33）。
- ・使用済燃料プール代替冷却装置2次系のリークテストを実施（5月30日11:15）。同2次系の試運転を開始（同日15:02）。
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約53t）を注入（5月30日12:06～13:52）
- ・原子炉への注水について、消火系配管からの注水を停止（給水系による注水約（約5m<sup>3</sup>/h）を継続）（5月30日18:05）
- ・使用済燃料プール代替冷却装置1次系のリークテストを実施（5月31日11:40）
- ・使用済燃料プール代替冷却装置の本格運転開始（5月31日17:21）
- ・原子炉への注入供給ラインのルート変更作業に伴い、冷却水注入を一時停止（6月3日13:49～14:09）
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）をタービン建屋内復水器ホットウェルへ移送（6月3日18:39～6月4日12:28）
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）を集中廃棄物処理施設プロセス建屋へ移送開始（6月4日18:39）
- ・1, 2号機中央制御室内の照明が停電したことを確認（6月8日14:20）。詳細を確認した結果、パワーセンターの一部電源（2C）の供給停止を確認（同日14:35）。当該電源の停止に伴い、2号機タービン建屋トレンチ滞留水の集中廃棄物処理施設への移送が一時停止したが、当該電源の復旧（同日17:32）に伴い移送再開（同日18:03）
- ・原子炉建屋の局所排風機の試運転を実施（6月11日11:45～12:19）、二重扉を開放（正圧ハウスあり）（同日12:39）、本格運転を開始（同日12:42）
- ・原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、冷却水注入を一時停止（6月14日12:14～12:37）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中（6月14日15:30現在）

#### <3号機関係>

- ・原子力災害対策特別措置法第15条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3月13日5:10）
- ・ベント開始（3月13日8:41）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインから真水を注水開始（3月13日11:55）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインから海水を注水開始（3月13日13:12）
- ・3号機及び1号機の注水をくみ上げ箇所の海水が少なくなったため停止（3月14日1:10）
- ・3号機の海水の注水を再開（3月14日3:20）

- ・ ベント開始 (3月14日 5:20)
- ・ 格納容器圧力が異常上昇 (3月14日 7:44)。原子力災害対策特別措置法第15条事象である旨、受信 (3月14日 7:52)
- ・ 1号機と同様に原子炉建屋付近で爆発 (3月14日 11:01)
- ・ 白い湯気のような煙が発生 (3月16日 8:30頃)
- ・ 格納容器が破損しているおそれがあるため、中央制御室 (共用) から作業員退避 (3月16日 10:45)。その後、作業員は中央制御室に復帰し、注水作業再開 (3月16日 11:30)
- ・ 自衛隊ヘリにより3号機への海水の投下を4回実施 (3月17日 9:48、9:52、9:58、10:01)
- ・ 警察庁機動隊が放水のため現場到着 (3月17日 16:10)
- ・ 自衛隊消防車により放水 (3月17日 19:35)
- ・ 警察庁機動隊により放水 (3月17日 19:05~19:13)
- ・ 自衛隊消防車5台により放水 (3月17日 19:35、19:45、19:53、20:00、20:07)
- ・ 自衛隊消防車6台 (6t放水/台) により放水 (3月18日 14時前~14:38)
- ・ 米軍消防車1台により放水 (3月18日 14:45終了)
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊により放水 (3月20日 3:40終了)
- ・ 格納容器内圧力が上昇 (3月20日 11:00、320kPa)。圧力下げのための準備を進めていたが、直ちに放出を必要とする状況ではないと判断し、圧力監視を継続 (3月21日 12:15、120kPa)
- ・ ケーブル引き込みの現地調査 (3月20日 11:00~16:00)
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊により3号機の使用済燃料プールへ放水 (3月20日 21:30~3月21日 3:58)
- ・ 灰色がかかった煙が発生 (3月21日 15:55頃)
- ・ 煙が収まっていることを確認 (3月21日 17:55)
- ・ 灰色がかかった煙は白みがかかった煙に変化し終息に向かっていると思われる (3月22日 7:11現在)
- ・ 東京消防庁及び大阪市消防局により放水 (約180t) (3月22日 15:10~16:00)
- ・ 中央制御室の照明復帰 (3月22日 22:43)
- ・ 使用済燃料プールに燃料プール冷却浄化系から海水を35t注水 (3月23日 11:03~13:20)。海水を約120t注水 (3月24日 5:35頃~16:05頃)
- ・ 原子炉建屋からやや黒色がかかった煙が発生 (3月23日 16:20頃)。3月23日 23:30頃及び3月24日 4:50頃に確認したところ止んでいる模様
- ・ タービン建屋1階及び地下1階において、ケーブル敷設作業を行っていた作業員が踏み入れた水について調査した結果、水表面の線量率は約400mSv/h、採取水のガンマ線核種分析の結果、試料の濃度は各核種合計で約 $3.9 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ であった。
- ・ 東京消防庁の支援を受けた川崎市消防局により放水 (3月25日 13:28~16:00)
- ・ 原子炉圧力容器へ淡水を注水開始 (3月25日 18:02)

- ・コンクリートポンプ車（52m級）により海水約100t放水（3月27日12:34～14:36）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送（3月28日17:40～3月31日8:40頃）
- ・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月28日20:30）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約100t放水（3月29日14:17～18:18）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約105t放水（3月31日16:30～19:33）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約75t放水（4月2日9:52～12:54）
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯（4月2日）
- ・トレンチ立坑の水位を監視するためのカメラを設置（4月2日）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4月3日10:03～12:16）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4月3日12:18）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約70t放水（4月4日17:03～19:19）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約70t放水（4月7日06:53～08:53）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約75t放水（4月8日17:06～20:00）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により淡水約80t放水（4月10日17:15～19:15）
- ・地震発生（4月11日17:16頃福島県浜通り）による1、2号機の外部電源喪失に伴い原子炉圧力容器への淡水の注水が停止（4月11日17:16頃）
- ・1、2号機の外部電源の復旧（4月11日17:56）により、原子炉圧力容器への淡水の注水を再開（4月11日18:04）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約35t放水（4月12日16:26～17:16）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約25t放水（4月14日15:56～16:32）
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4月17日11:30～14:00）
- ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4月18日12:38～13:05）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約30t放水（4月18日14:17～15:02）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を試験注水（4月22日13:40～14:00）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約50t放水（4月22日14:19～15:40）
- ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4月25日10:57～18:25）

- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 47.5t）を注水（4月26日 12:25～14:02）
- ・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5月2日 12:58～15:03）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 60t）を注水（5月8日 12:10～14:10）
- ・原子炉圧力容器への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、復水器の水をタービン建屋地下へ移送を実施（5月8日 16:18～5月10日 5:41）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 80t）を注水（5月9日 12:14～15:00）（12:39～14:36 にヒドラジン約 0.5m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・取水口付近の立坑に電源ケーブルを納めている管路を通じて水が流入していることを確認（5月11日 12:30 頃）。立坑から水が海へ流出していることを確認（5月11日 16:05 頃）。立坑内にコンクリートを打設すること等により流出が停止（5月11日 18:45）。
- ・消火系配管からの炉心注水（約 9m<sup>3</sup>/h）に加え、給水系配管からの炉心注水（約 3m<sup>3</sup>/h）を開始（5月12日 16:53）
- ・原子炉圧力容器へホウ酸を注入（5月15日 14:33～17:00）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 106t）を注水（5月16日 15:00～18:32）（15:10～17:30 にヒドラジン約 0.88m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送開始（5月17日 18:04）
- ・原子炉建屋内の事前調査を実施（5月18日 16:30 頃より 10分程度）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 100t）を注水（5月24日 10:15～13:35）（10:20～12:56 にヒドラジン約 0.8m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・移送ライン及び建屋の点検のため、タービン建屋地下の溜まり水の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5月25日 9:10）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 50t）を注水（5月28日 13:28～15:08）（13:42～14:40 にヒドラジン約 0.38m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・原子炉への注水について、消火系配管からの注水を停止（給水系により炉心注水（約 13.5m<sup>3</sup>/h））（5月28日 20:54）
- ・原子炉建屋内において、遠隔操作ロボットによる事前サーベイを実施（5月31日 9:00 頃～16:00 頃）
- ・炉心注水量を約 13.5m<sup>3</sup>/h から約 12.5m<sup>3</sup>/h に変更（5月31日 10:19）
- ・炉心注水量を約 12.5m<sup>3</sup>/h から約 11.5m<sup>3</sup>/h に変更（6月1日 10:10）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 40t）を注水（6月1日 14:34～15:54）（14:41～15:26 にヒドラジン約 0.14m<sup>3</sup>を併せて注入）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送（6月2日 12:50～6月4日 21:56）
- ・原子炉への注入供給ラインのルート変更作業に伴い、冷却水注入を一時停止

(6月3日 13:16~13:32)

- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水(約60t)を注水(6月5日 13:08~15:14)(13:14~14:16にヒドラジン約0.12m<sup>3</sup>を併せて注入)
- ・タービン建屋内の溜まり水を復水器へ移送(6月5日 18:26~6月9日 10:44)
- ・原子炉建屋に入域し、線量測定等を実施(6月9日 11:47~12:14)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水(約55t)を注水(6月9日 13:42~15:31)(13:45~14:40にヒドラジン約0.19m<sup>3</sup>を併せて注入)
- ・タービン建屋地下の溜まり水(約510m<sup>3</sup>)を集中廃棄物処理施設へ移送(6月11日 15:30~6月12日 17:01)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水(約42t)を注水(6月13日 10:09~11:48)(10:13~11:36にヒドラジン約0.26m<sup>3</sup>を併せて注入)
- ・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送開始(6月14日 10:05)
- ・原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、冷却水注入を一時停止(6月14日 13:02~13:31)
- ・白煙の吐出を確認できず(6月14日 6:30 現在)
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中(6月14日 15:30 現在)

#### <4号機関係>

- ・原子炉圧力容器のシュラウド工事のため、原子炉圧力容器内に燃料はなし
- ・使用済燃料プール水温度が上昇(3月14日 4:08 時点 84℃)
- ・オペレーションエリアの壁が一部破損していることを確認(3月15日 6:14)
- ・火災発生(3月15日 9:38)。事業者によると、自然に火が消えていることを確認(3月15日 11:00 頃)
- ・火災が発生(3月16日 5:45 頃)。事業者は現場での火災は確認できず(3月16日 6:15 頃)
- ・自衛隊により使用済燃料プールへ放水(3月20日 9:43)
- ・ケーブル引き込みの現地調査(3月20日 11:00~16:00)
- ・自衛隊により使用済燃料プールへ放水(3月20日 18:30 頃~19:46)
- ・自衛隊消防車13台により使用済燃料プールへ放水(3月21日 6:37~8:41)
- ・パワーセンターまでのケーブル敷設工事完了(3月21日 15:00 頃)
- ・パワーセンター受電(3月22日 10:35)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により海水約150t放水(3月22日 17:17~20:32)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により海水約130t放水(3月23日 10:00~13:02)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により海水約150t放水(3月24日 14:36~17:30)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により海水約150t放水(3月25日 19:05~

22:07)

- ・使用済燃料プールに、使用済燃料プール冷却浄化系を用いて海水を注水（3月25日6:05～10:20）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により海水約125t放水（3月27日16:55～19:25）
- ・中央制御室の照明復帰（3月29日11:50）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により淡水約140t放水（3月30日14:04～18:33）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により淡水約180t放水（4月1日8:28～14:14）
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯（4月2日）
- ・4月2日より、集中環境施設プロセス主建屋の建屋内にたまった水を4号機のタービン建屋内に移送していたところ、4月3日より3号機のトレンチの立坑の水位が上昇したため、経路は不明であるものの念のため移送を中断（4月4日9:22）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により淡水約180t放水（4月3日17:14～22:16）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により淡水約20t放水（4月5日17:35～18:22）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により淡水約38t放水（4月7日18:23～19:40）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により淡水約90t放水（4月9日17:07～19:24）
- ・使用済燃料プール内に保管されている燃料の状況把握のため、使用済燃料プール水のサンプリング作業を実施（4月12日12:00～13:04）。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行った（4月13日）。その結果、 $^{131}\text{I}$ （ヨウ素）が $2.2 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 、 $^{134}\text{Cs}$ （セシウム）が $8.8 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、 $^{137}\text{Cs}$ （セシウム）が $9.3 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、検出（4月14日）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約195t放水（4月13日0:30～6:57）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約140t放水（4月15日14:30～18:29）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約140t放水（4月17日17:39～21:22）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約40t放水（4月19日10:17～11:35）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約100t放水（4月20日17:08～20:31）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約140t放水（4月21日17:14～21:20）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）を用いて計測装置を吊り下げ、使用済燃料プールの水位等を測定（4月22日）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約200t放水（4月22日17:52～23:53）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約140tを放水（4月23日12:30

- ～16:44)
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約165tを放水（4月24日12:25～17:07）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約210tを放水（4月25日18:15～4月26日0:26）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約130tを放水（4月26日16:50～20:35）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約85tを放水（4月27日12:18～14:01/14:32～15:15）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約270tを放水（5月5日12:19～20:46）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約180tを放水（5月6日12:38～17:51）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約120tを放水（5月7日14:05～17:30）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約100tを放水（5月9日16:05～19:05）（16:11～18:38にヒドラジン約0.23m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・使用済燃料プール底部の支持構造物の設置工事のための作業開始（5月9日～）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約120tを放水（5月11日16:07～19:38）（16:14～19:36にヒドラジンを併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月13日16:04～19:04）（16:20～18:41にヒドラジン約0.12m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月15日16:25～20:25）（16:26～18:30にヒドラジン約0.30m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約120t）を放水（5月17日16:14～20:06）（16:40～18:35にヒドラジン約0.6m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月19日16:30～19:30）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約130t）を放水（5月21日16:00～19:56）（16:23～19:00にヒドラジン約0.4m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・原子炉建屋開口部において空気中の放射性物質についてサンプリング作業を実施（5月23日14:17～14:37）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月23日16:00～19:09）（16:08～18:30にヒドラジン約0.3m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約121t）を放水（5月25日16:36～20:04）（16:42～18:49にヒドラジン約0.3m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月25日17:05～20:00）（17:24～18:53にヒドラジン約0.2m<sup>3</sup>を併せて注入）
  - ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月27日17:05

- ・～20:00) (17:24～18:53 にヒドラジン約 0.2m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・コンクリートポンプ車 (62m 級) により淡水 (約 60t) を放水 (5 月 28 日 17:56～19:45) (18:02～19:45 にヒドラジン約 0.5m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により淡水 (約 210t) を放水 (6 月 3 日 14:35～21:15) (14:44～18:58 にヒドラジン約 1m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により淡水 (約 180t) を放水 (6 月 4 日 14:23～19:45) (14:51～18:41 にヒドラジン約 0.4m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により淡水 (約 90t) を放水 (6 月 6 日 15:56～18:35) (16:15～17:45 にヒドラジン約 0.2m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により淡水 (約 120t) を放水 (6 月 8 日 16:12～19:14) (16:16～18:05 にヒドラジン約 0.4m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・原子炉建屋に入域し、使用済燃料プール循環冷却工事のための作業環境等の調査を実施 (6 月 10 日 14:00 頃から 30 分程度)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により淡水 (約 150t) を放水 (6 月 13 日 16:36～21:00) (16:38～19:15 にヒドラジン約 0.5m<sup>3</sup> を併せて注入)
- ・白煙の吐出を確認できず (6 月 14 日 6:30 現在)

#### < 5号機, 6号機関係 >

- ・6号機の非常用ディーゼル発電機 (D/G) 1 台目 (B) は運転により電力供給。復水補給水系 (MUWC) を用いて原子炉圧力容器及び使用済燃料プールへ注水
- ・6号機の非常用ディーゼル発電機 (D/G) 2 台目 (A) 起動 (3 月 19 日 4:22)
- ・5号機の残留熱除去系 (RHR) ポンプ (C) (3 月 19 日 5:00) 及び6号機の残留熱除去系 (RHR) ポンプ (B) (3 月 19 日 22:14) が起動し、除熱機能回復。使用済燃料プールを優先的に冷却 (電源: 6号の非常用ディーゼル発電機) (3 月 19 日 5:00)
- ・5号機、冷温停止 (3 月 20 日 14:30)
- ・6号機、冷温停止 (3 月 20 日 19:27)
- ・5号機及び6号機、起動用変圧器まで受電 (3 月 20 日 19:52)
- ・5号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え (3 月 21 日 11:36)
- ・6号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え (3 月 22 日 19:17)
- ・5号機の仮設の残留熱除去海水系 (RHRS) ポンプが、仮設から本設の電源への切り替えの際、自動停止 (3 月 23 日 17:24)
- ・5号機の仮設の残留熱除去海水系 (RHRS) ポンプの修理が完了 (3 月 24 日 16:14) し、冷却を再開 (3 月 24 日 16:35)
- ・6号機の仮設の残留熱除去海水系 (RHRS) ポンプが、仮設から本設の電源へ切り替え (3 月 25 日 15:38、15:42)
- ・5号機及び6号機サブドレンピットにある低レベルの施設内で集水・管理さ

- れた地下水を放水口経由で海へ放出（5号機 4月4日 21:00～4月8日 12:14(約950t), 6号機 4月4日 21:00～4月9日 18:52(約373t)）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約100m<sup>3</sup>)を復水器へ移送(4月19日 11:00～15:00)
  - ・ 6号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)のホースの位置を変えるため、残留熱除去系(RHR)ポンプを一時停止(4月20日 9:51)し、仮設のRHRSポンプ移設作業実施後、冷却を再開(4月20日 15:56)
  - ・ 外部電源増強工事に伴い、5号機の残留熱除去系ポンプを一時停止(4月25日 12:22～16:43)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約119.8m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月1日 14:00～17:00)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約222.3m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月2日 10:00～16:00)
  - ・ 5号機及び6号機の起動変圧器(5SB)の受電試験に伴い、残留熱除去系(RHR)ポンプを一時停止(5月2日 5号機 13:30～15:03、6号機 11:03～14:53)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約124.1m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月3日 14:00～17:00)
  - ・ 5号機タービン建屋地下の溜まり水(約600m<sup>3</sup>)について、復水器への移送作業を実施(3月27日～5月2日)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約111.7m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月6日 14:00～17:00)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約184.1m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月7日 10:00～15:00)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約94.7m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月9日 14:00～17:00)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約118.2m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月10日 10:00～16:00)
  - ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水(約10 m<sup>3</sup>)を同号機廃棄物処理建屋へ移送(5月10日 11:00～12:30)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約118.9 m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月11日 10:00～16:00)
  - ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水(約10 m<sup>3</sup>)を同号機廃棄物処理建屋へ移送(5月11日 11:00～12:30)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約116.9m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月12日 10:00～16:00)
  - ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水(約7.5 m<sup>3</sup>)を同号機廃棄物処理建屋へ移送(5月12日 10:30～12:30)
  - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約102.2 m<sup>3</sup>)※を仮設タンクへ移送(5月13日 10:00～15:00)

- ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 3.3m<sup>3</sup>）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月13日 11:30～12:15）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 96.3 m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月14日 10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 94.3 m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月15日 10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 76.6 m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月16日 10:00～14:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 75.3 m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月17日 10:00～14:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 83.6 m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月18日 10:00～14:00）
- ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 10.5m<sup>3</sup>）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月18日 10:30～12:30）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 45.3m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月21日 14:00～18:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 201.0m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月24日 9:00～19:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 378.0m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月25日 9:00～19:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 378.0m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月26日 9:00～19:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 381.5m<sup>3</sup>）※を仮設タンクへ移送（5月27日 9:00～19:00）

※移送量については、流量×時間から水位の変化量による値に変更

- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 382.2m<sup>3</sup>）を仮設タンクへ移送（5月28日 9:00～19:00）
- ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 12m<sup>3</sup>）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月28日 10:20～12:10）
- ・ 5号機の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプの停止を確認（5月28日 21:14頃）、予備ポンプへの交換作業開始（5月29日 8:12）、RHRSポンプ起動（5月29日 12:31）、残留熱除去系（RHR）による炉心の冷却開始（5月29日 12:49）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 378.4m<sup>3</sup>）を仮設タンクへ移送（5月29日 9:00～19:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 250.7m<sup>3</sup>）を仮設タンクへ移送（5月30日 10:00～17:30）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 5,298.1m<sup>3</sup>）を仮設タンクへ移送（6月2日 14:00～6月8日 18:00（一時停止 6月5日 14:00～14:45））

- ・ 5号機の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプ2台化工事のため、残留熱除去系（RHR）ポンプ及びRHRSポンプを停止（6月8日8:46, 9:05）。RHRSポンプ1台目起動（同日11:32）。RHRSポンプ2台目起動（同日11:52）。RHRポンプ起動（同日12:35）。
- ・ 6号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約17m<sup>3</sup>）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（6月8日10:05～12:40）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約271.3m<sup>3</sup>）を仮設タンクへ移送（6月9日9:00～18:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約199.6m<sup>3</sup>）を仮設タンクへ移送（6月11日10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（6月12日10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（6月13日10:00～16:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送開始（6月14日10:00）

#### <使用済燃料共用プール>

- ・ 3月18日6:00過ぎ、プールはほぼ満水であることを確認
- ・ 共用プールに注水（3月21日10:37～15:30）
- ・ 電源供給を開始（3月24日15:37）し、冷却を開始（3月24日18:05）
- ・ 電源供給回路の末端部の短絡により、電源供給停止（4月17日14:34）。その後、当該設備の点検を実施し、電源の供給が復旧（4月17日17:30）
- ・ 6月14日6:30時点でのプール水温度は30℃程度

#### <海水・土壌モニタリング>

- ・ 南放水口付近の海水核種分析の結果、<sup>131</sup>I（ヨウ素）が7.4×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>（周辺監視区域外の水中濃度限度の1850.5倍）検出された（3月26日14:30）  
（3月29日に計測した結果、水中濃度限度の3,355.0倍となった。（3月29日13:55）一方、1F放水口北側の海水核種分析の結果、<sup>131</sup>I（ヨウ素）が4.6×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>（同1,262.5倍）検出された。（3月29日14:10））
- ・ 福島第一原子力発電所の敷地内（5地点）の土壌から、3月21日及び3月22日に採取した試料の中に、<sup>238</sup>Pu（プルトニウム）、<sup>239</sup>Pu（プルトニウム）、<sup>240</sup>Pu（プルトニウム）を検出（3月28日23:45東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同様、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。
- ・ 発電所敷地境界付近に設置している本設モニタリングポスト（No.1～8）が復旧（3月31日）。測定値については1日1回の予定。
- ・ 福島第一原子力発電所の敷地内の土壌から、3月25日（4地点）及び3月28

日（3地点）に採取した試料（合計7検体）の中に、 $^{238}\text{Pu}$ （プルトニウム）、 $^{239}\text{Pu}$ （プルトニウム）、 $^{240}\text{Pu}$ （プルトニウム）を検出（4月6日18:30東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、前回（3月28日公表）と同様に過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。

- ・南放水口付近の海水核種分析の結果、 $^{131}\text{I}$ （ヨウ素）が $1.8 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ （周辺監視区域外の水中濃度限度の4385.0倍）検出された。（3月30日13:55）
- ・福島第一原子力発電所の敷地内の定例的に試料の採取を行うこととなっている3地点の土壌から、3月31日及び4月4日に採取した試料（合計6検体）のうち、3検体から $^{238}\text{Pu}$ （プルトニウム）、 $^{239}\text{Pu}$ （プルトニウム）、 $^{240}\text{Pu}$ （プルトニウム）を検出（4月14日18:30東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。

#### <汚染水の拡散防止>

- ・専用港内からの汚染水の流出を防止するため、発電所南側防波堤周辺で大型土のうを用いた止水工事を実施（4月5日15:00～16:30）
- ・南側防波堤に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを二重に設置完了（4月11日10:45）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中1枚）を設置（4月12日12:00～13:00）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中2枚）を設置（4月13日8:30頃～10:00頃）
- ・3、4号機スクリーン前面に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを設置完了（4月13日13:50）
- ・1、2号機スクリーン前面及びカーテンウォールに汚染水拡散防止のためシルトフェンスを設置（4月14日12:20）
- ・3号スクリーンポンプ室と4号スクリーンポンプ室の間に、ゼオライトの土のうを3袋設置（4月15日14:30～15:45）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中4枚）を設置（4月15日9:00～14:15）
- ・ゼオライトの土のうを1号スクリーンポンプ室と2号スクリーンポンプ室の間に2袋、2号スクリーンポンプ室と3号スクリーンポンプ室の間に5袋を設置（4月17日9:00～11:15）
- ・ゼオライトの土のうを1～2号機間スクリーン近傍に7袋、3～4号機間スクリーン近傍に3袋を設置（5月19日10:00～11:00）
- ・各号機のスクリーンピット部について、溜まり水の漏えい対策として、39箇所の閉塞作業を終了（6月10日）

<放射性物質の飛散を防ぐ飛散防止剤の散布>

- ・ 共用プール山側の約 500m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月1日 15:00～16:05)
- ・ 共用プール山側、4号機東側及び南側の約 600 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月5日 13:00～16:30)
- ・ 共用プール山側の約 600m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月6日 12:30～14:30)
- ・ 共用プール山側の約 680m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月8日 11:00～14:00)
- ・ 共用プール山側の約 550m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月10日 13:00～14:00)
- ・ 共用プール山側の約 1,200m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月11日 12:00～13:00)
- ・ 共用プール山側の約 700m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月12日 12:00～13:00)
- ・ 共用プール山側の約 400m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月13日 11:00～11:30)
- ・ 共用プール山側の約 1600m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月14日 12:00～13:30)
- ・ 共用プール山側の約 1900m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月15日 11:30～13:00)
- ・ サプレッションプール水サージタンク山側他の約 1,800 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月16日 11:00～13:00)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺約 1,900 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月17日 10:00～13:30)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺約 1,200 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月18日 9:00～14:30)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺他の約 1,900 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月20日 12:00～13:30)
- ・ 共用プール山側の約 1,300 m<sup>2</sup>及び5,6号機高圧開閉所山側の約 5,100 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月21日 12:00～15:00)
- ・ 5号機の原子炉建屋山側の約 860 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月24日 11:30～13:00)
- ・ 5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 3,800 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が試験的に散布 (4月25日 10:30～12:30)
- ・ 無人クローラードンプにより、3号機タービン建屋海側の約 5,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (4月26日 13:30～17:00)
- ・ 無人クローラードンプにより、3号機のタービン建屋海側の約 7,500m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (4月27日 11:00～17:00)

- ・ 5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 4,540 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (4月28日 10:30~12:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、4号機のタービン建屋海側の約 7,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (4月29日 9:00~16:00)
- ・ 5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 5,800 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (4月29日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、4号機のタービン建屋南側の約 2,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (4月30日 11:00~14:00)
- ・ 旧事務本館前道路、体育館付近及び物揚場西側の約 5,400 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (4月30日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、4号機の原子炉建屋南側の約 1,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月1日 11:00~13:00)
- ・ 旧事務本館前道路、体育館付近及び物揚場西側の約 4,400 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月1日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、4号機の原子炉建屋南側及び西側の約 4,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月2日 9:00~16:00)
- ・ 旧事務本館前道路、体育館付近(グラウンド)及び物揚場西側の約 5,500 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月2日 10:30~14:00)
- ・ 旧事務本館前道路、グラウンド及び物揚場西側の約 5,300 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月3日 9:30~14:30)
- ・ 無人クローラーダンプにより、3号機原子炉建屋西側の約 4,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月3日 11:00~13:30)
- ・ 旧事務本館前道路、グラウンド及び物揚場西側の約 5,200 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月4日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、3号機原子炉建屋西側の約 4,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月4日 14:00~16:00)
- ・ 共用プール西側、グラウンド及び物揚場西側の約 5,350 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月5日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、2号機原子炉建屋西側の約 4,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月5日 13:00~16:00)
- ・ 物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,200 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月6日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラーダンプにより、1号機原子炉建屋西側の約 4,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月6日 11:00~14:00)
- ・ 物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,150 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月7日 10:30~14:00)
- ・ 物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,100 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月8日 10:30~14:00)
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫周辺、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,250

- ・m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月9日10:30～14:00）
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺、展望台及びグラウンドの約5,050 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月10日10:30～13:00）
- ・無人クローラーダンプにより、1、2号機タービン建屋の約6,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布（5月10日11:00～16:00）
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約5,250 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月11日10:30～14:00）
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約5,250 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月12日10:30～14:00）
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約5,250 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月13日9:00～14:30）
- ・無人クローラーダンプにより、1号機タービン建屋北側・東側の約6,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布（5月13日11:00～15:00）
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺、南護岸及び展望台の約5,250 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月14日10:30～14:00）
- ・無人クローラーダンプにより、2号機タービン建屋東側の約7,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布（5月14日11:00～15:00）
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺、管理型産廃処分場周辺、展望台及びグラウンドの約7,000 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月15日9:00～14:00）
- ・旧事務本館前道路、管理型産廃処分場周辺、展望台及び免震棟駐車場周辺の約6,520 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月16日10:30～14:00）
- ・無人クローラーダンプにより、1号機タービン建屋東側の約3,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布（5月16日11:00～15:45）
- ・野球場、協力企業ヤード及び管理型産廃処分場周辺の約6,550 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月17日10:30～14:00）
- ・野球場、展望台、協力企業ヤード及び管理型産廃処分場周辺の約8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月18日9:00～14:30）
- ・野球場、展望台、協力企業ヤード及び管理型産廃処理場周辺の約8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月19日10:30～14:00）
- ・展望台、協力企業ヤード、不燃物処理施設周辺、事務本館周辺及び正門周辺の約8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月23日9:00～13:00）
- ・無人クローラーダンプにより、3号機タービン建屋東側の約6,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布（5月23日11:00～15:30）
- ・不燃物処理施設周辺、協力企業ヤード、事務本館周辺、正門付近、展望台の約8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月24日9:30～13:00）
- ・無人クローラーダンプにより、2、3号機タービン建屋東側の約6,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布（5月24日11:00～14:00）
- ・不燃物処理施設周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、事務本館周辺、正門付近及び展望台の約8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布（5月25日9:30～13:30）

- ・不燃物処理施設周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、事務本館周辺、南護岸及び展望台の約 7,875 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月26日 9:00~13:00)
- ・無人クローラードンプにより、1号機原子炉建屋北側の約 6,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月26日 13:30~16:00)
- ・不燃物処理施設周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、事務本館周辺、南護岸及び展望台の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月27日 9:00~13:00)
- ・屈折放水塔車(高所放水車)により、1号機タービン建屋屋根・外壁の約 6,600 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (5月27日 11:25~16:00)
- ・テニスコート周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、南護岸及び展望台の約 4,375m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月28日 13:00~14:00)
- ・テニスコート周辺、免震棟駐車場周辺、正門付近及び展望台の約 8,750m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月29日 9:00~13:00)
- ・テニスコート周辺、免震棟駐車場周辺及び正門付近の約 8,750m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (5月31日 9:00~13:00)
- ・正門付近、展望台、南護岸及び固体廃棄物貯蔵庫周辺の約 8,750m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月1日 9:00~13:00)
- ・屈折放水塔車(高所放水車)により、2号機原子炉建屋屋根・外壁の約 2,200 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月1日 11:00~13:30)
- ・正門付近、展望台、南護岸及び固体廃棄物貯蔵庫周辺の約 8,525m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月2日 9:00~13:00)
- ・屈折放水塔車(高所放水車)により、2号機原子炉建屋屋根・外壁の約 7,200 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月2日 11:00~14:00)
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺、展望台及び南護岸の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月3日 9:00~13:00)
- ・屈折放水塔車(高所放水車)により、3号機タービン建屋屋根・外壁の 4,800 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月3日 10:30~15:00)
- ・物揚場西側、展望台、南護岸及び共用プール山側の約 10,500 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月4日 9:00~13:00)
- ・屈折放水塔車(高所放水車)により、4号機タービン建屋屋根・外壁の約 7,200 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月4日 10:00~12:00)
- ・厚生棟東南側、展望台、南護岸及び共用プール山側の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月5日 9:00~13:00)
- ・厚生棟東側、研修棟東側、共用プール山側、展望台及び南護岸の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月6日 9:00~13:00)
- ・展望台、大型機器点検建屋北側、正門周辺及び研修棟南側の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月7日 9:00~13:00)
- ・厚生棟周辺、展望台、大型機器点検建屋北側、正門周辺及び桜通り沿い東側の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月8日 9:00~13:00)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により、1号機原子炉建屋屋根・外壁の約

- 1,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月8日 15:00~15:40)
- ・厚生棟周辺、環境管理棟周辺、正門周辺及び桜通り周辺の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月9日 9:00~13:00)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により、1号機原子炉建屋屋根・外壁及び3号機原子炉建屋屋根・外壁の約 6,400 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月9日 9:00~14:00)
- ・厚生棟周辺、工事用変電所周辺及び野鳥の森周辺の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月10日 9:00~13:00)
- ・コンクリートポンプ車 (58m 級) により、1, 2号機タービン建屋間外壁・屋根及び2号機原子炉建屋外壁・屋根の約 3,000 m<sup>2</sup>の範囲に本格的に散布 (6月10日 11:00~16:00)
- ・体育館周辺の約 4,375 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月11日 11:00~12:00)
- ・技能訓練センター周辺、正門周辺、野鳥の森周辺、5/6号機超高压開閉所周辺及び免震棟駐車場周辺の約 8,750 m<sup>2</sup>の範囲に作業員が本格的に散布 (6月13日 9:00~13:00)

<リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況>

- ・4月10日
- ・4月13日 11:00~16:10 (コンテナ6個分)
- ・4月15日 9:00~15:45 (コンテナ1個分)
- ・4月16日 9:00~16:00 (コンテナ8個分)
- ・4月17日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・4月18日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・4月19日 9:00~15:00 (コンテナ3個分)
- ・4月20日 9:00~16:00 (コンテナ1個分)
- ・4月21日 9:00~16:00 (コンテナ1個分)
- ・4月22日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・4月24日 9:00~16:00 (コンテナ3個分)
- ・4月25日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・4月26日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・4月27日 9:00~16:00 (コンテナ3個分)
- ・4月28日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・4月29日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・4月30日 9:15~16:15 (コンテナ4個分)
- ・5月1日 9:00~16:15 (コンテナ4個分)
- ・5月2日 9:00~16:00 (コンテナ6個分)
- ・5月3日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・5月4日 9:00~16:00 (コンテナ5個分)

- ・ 5月5日 9:00~16:00 (コンテナ 4 個分)
- ・ 5月6日 9:00~16:00 (コンテナ 7 個分)
- ・ 5月7日 9:00~16:00 (コンテナ 8 個分)
- ・ 5月8日 9:00~16:00 (コンテナ 9 個分)
- ・ 5月9日 9:00~16:00 (コンテナ 6 個分)
- ・ 5月10日 9:00~16:00 (コンテナ 5 個分)
- ・ 5月11日 9:00~16:00 (コンテナ 7 個分)
- ・ 5月12日 9:00~16:00 (コンテナ 4 個分)
- ・ 5月13日 9:00~16:00 (コンテナ 8 個分)
- ・ 5月14日 9:00~16:00 (コンテナ 7 個分)
- ・ 5月15日 9:00~16:00 (コンテナ 5 個分)
- ・ 5月16日 9:00~16:00 (コンテナ 4 個分)
- ・ 5月17日 9:00~16:00 (コンテナ 6 個分)
- ・ 5月18日 9:00~16:00 (コンテナ 3 個分)
- ・ 5月19日 9:00~16:00 (コンテナ 5 個分)
- ・ 5月20日 9:00~16:00 (コンテナ 9 個分)
- ・ 5月21日 9:00~16:00 (コンテナ 11 個分)
- ・ 5月22日 9:00~16:00 (伐採木 16 本)
- ・ 5月23日 9:00~16:00 (コンテナ 4 個分)
- ・ 5月24日 9:00~16:00 (コンテナ 2 個分)
- ・ 5月25日 9:00~16:00 (コンテナ 3 個分)
- ・ 5月26日 9:00~16:00 (コンテナ 1 個分)
- ・ 5月27日 9:00~16:00 (コンテナ 5 個分)
- ・ 5月28日 9:00~16:00 (コンテナ 7 個分)
- ・ 5月29日 9:00~16:00 (コンテナ 8 個分)
- ・ 5月30日 9:00~16:00 (コンテナ 7 個分)
- ・ 5月31日 9:00~16:00 (コンテナ 6 個分)
- ・ 6月1日 9:00~16:00 (コンテナ 1 2 個分)
- ・ 6月2日 9:00~16:00 (コンテナ 1 1 個分)
- ・ 6月3日 9:00~16:00 (コンテナ 7 個分)
- ・ 6月4日 9:00~16:00 (コンテナ 8 個分)
- ・ 6月5日 9:00~16:00 (コンテナ 2 個分)
- ・ 6月6日 9:00~16:00 (コンテナ 4 個分)
- ・ 6月7日 9:00~16:00 (コンテナ 1 0 個分)
- ・ 6月8日 9:00~16:00 (コンテナ 5 個分)
- ・ 6月9日 9:00~16:00 (コンテナ 2 個分)
- ・ 6月10日 9:00~16:00 (コンテナ 6 個分)
- ・ 6月12日 9:00~16:00 (コンテナへの収納はなし)
- ・ 6月13日 9:00~16:00 (コンテナ 2 個分)

## <その他>

- ・ 1～3号機タービン建屋外のトレンチ（配管を布設しているトンネル状の地下構造物）の立坑に水が溜まっていることを確認。水表面の線量は、1号機が0.4mSv/h、2号機が1,000mSv/h以上、3号機は、がれきがあり測定できず（3月27日15:30頃）。1号機立坑内の溜留水を仮設ポンプにて集中環境施設プロセス主建屋の貯槽に移送し、立坑内の水位が上端から約-0.14mから約-1.14mに減少（3月31日9:20～11:25）
- ・ 3号機建屋外において、残留熱除去海水系配管のフランジを取り外した際、協力企業作業員3名が、配管に溜まった水を被ったが、水を拭き取った結果、身体への放射性物質の付着はなかった（3月29日12:03）
- ・ 3月28日、集中環境施設プロセス主建屋で水溜まりを確認し、放射能分析の結果、3月29日管理区域内で総量約 $1.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、非管理区域で総量 $2.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の放射能を検出
- ・ 原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（1号船）1隻が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（3月31日15:42）。はしけ船（1号船）からろ過水タンクへ淡水を移送開始（4月1日15:58）。その後、ホースの不具合により中断（4月1日16:25）したが、4月2日に注水を再開（4月2日10:20～16:40）
- ・ 2隻目の原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（2号船）が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（4月2日9:10）
- ・ 米軍のはしけ船（2号船）からはしけ船（1号船）へ淡水を移送（3日09:52～11:15）
- ・ 集中環境施設プロセス主建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から1台目のポンプによる放出を開始（4月4日19:03）し、更に全10台のポンプによる放出を実施（4月4日19:07）し、4月10日17時40分に水中ポンプによる海洋への放出作業を停止し、残水の確認を実施中（総放出量は約9,070t）
- ・ 雑固体廃棄物減容処理建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から5台のポンプによる放水を実施（4月6日17:20～4月7日18:20）
- ・ タービン建屋内の溜まり水の集中廃棄物処理施設への排水準備のため、2～4号機のタービン建屋の外壁に孔あけを実施（4月7日）
- ・ 4月7日11:32に発生した宮城県沖の地震により、中断していた集中環境施設における排水作業を再開（4月8日14:30）
- ・ 1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月10日15:59～16:28）
- ・ 1～4号機放水口サンプリング建屋より発火を確認（4月12日6:38頃）。初期消火活動の結果、炎と煙がないことを確認（同日7:00前）。その後、鎮火確認（同日9:12）

- ・ 3～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月14日10:17～12:25）
- ・ 1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月15日8:02～9:55）
- ・ 1～3号機原子炉への注水ポンプ用の分電盤等を、津波対策として高台に移設（4月15日10:19～17:00）
- ・ 集中廃棄物処理施設の建屋内における止水対策が完了（4月18日）。
- ・ 1，2号機と3，4号機間の電源連携強化作業が完了（4月19日10:23）
- ・ 1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月21日11:43～12:50）
- ・ 外部電源増強工事（1，2号機と5，6号機間の電源連系）を実施（4月25日14:44～17:38）
- ・ 3，4号機の電源強化工事（6.6kvから66kvに昇圧）が完了（4月30日11:34）
- ・ 大熊線2号線の復旧に伴い、1～3号機の原子炉注水ポンプ電源を仮設ディーゼル発電機に一時切替（5月11日8:47）。1，2号機の電源の一部を同系統から受電（5月11日15:20）。
- ・ 3，4号機の電源強化のため、4号機用及び使用済燃料共用プール用の480V電源盤受電側を大熊線3号から東北電力の東電原子力線（66kV）に切り替え（5月12日12:20）
- ・ メガフロートが横浜港を出航（5月15日5:20）
- ・ 米軍のはしけ船\*2隻が福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所へ移動（5月18日）（\*：3月下旬に米軍が東電へ譲渡）
- ・ メガフロートが福島第一原子力発電所に入港（5月21日9:35）
- ・ 福島第一原子力発電所専用港内において、5，6号機取水口カーテンウォール付近の海面に油が漏れいしていることを確認（5月31日8:00頃）。護岸周辺に吸着マット及びオイルフェンスを設置（同日14:00頃及び16:50）
- ・ 4号機原子炉建屋南側の屋外で、無線操作の無人重機によるがれき撤去作業現場で、大きな衝撃音を確認（5月31日14:30頃）。その後、がれきの中にあつた酸素ボンベが破損したことによる衝撃音であることを確認。
- ・ 3号機原子炉建屋西側で確認された高線量（950mSv/h）のがれきを回収（6月6日10:20）
- ・ 1，2号機中央制御室内の照明が停電したことを確認（6月8日14:20）。詳細を確認した結果、パワーセンターの一部電源（2C）の供給停止を確認（同日14:35）。当該電源の停止に伴い、モニタリングポスト7，8の伝送が一時停止（同日14:49）したが、当該電源の復旧（同日17:32）に伴い、モニタリングポストの伝送再開（同日17:50）。
- ・ 2，3号機スクリーンエリアに設置した循環型海水浄化装置の通水試験実施（6月9日10:30頃～15:00頃）。本格運転開始（6月13日10:00）。
- ・ 溜まり水処理設備のセシウム吸着装置について、低レベル汚染水を用いた試

運転を実施 (6月14日 3:45~14:00)

○東京電力(株)福島第二原子力発電所 (福島県双葉郡楢葉町及び富岡町)

(1) 運転状況

- 1号機 (110万kW) (自動停止、3月14日 17:00 冷温停止)
- 2号機 (110万kW) (自動停止、3月14日 18:00 冷温停止)
- 3号機 (110万kW) (自動停止、3月12日 12:15 冷温停止)
- 4号機 (110万kW) (自動停止、3月15日 7:15 冷温停止)

(2) モニタリングポスト等の指示値

別添参照

(3) 主なプラントパラメーター (6月14日 12:00 現在)

	単位	1号機 (冷温停止)	2号機 (冷温停止)	3号機 (冷温停止)	4号機 (冷温停止)
原子炉圧力* <sup>1</sup>	MPa	0.15	0.14	0.12	0.17
原子炉水温	℃	24.3	25.3	32.0	30.5
原子炉水位* <sup>2</sup>	mm	9896	9846	7646	8196
原子炉格納容器内 サプレッションプール水温	℃	24	25	27	28
原子炉格納容器内 サプレッションプール圧力	kPa (abs)	105	107	110	106
備考 (データ採取時間)		6/14 12:00 現在の値	6/14 12:00 現在の値	6/14 12:00 現在の値	6/14 12:00 現在の値

\* 1 : 絶対圧に換算

\* 2 : 燃料頂部からの数値

(4) 各プラントの状況

<1号機関係>

- ・ 3月30日 17:56頃、1号機において、タービン建屋の1階の電源盤から煙が上がっていたが、電気の供給を切ったところ、煙の発生が止まった。消防署により、19:15 当該事象は電源盤の異常であり、火災ではないと判断された。
- ・ 1号機の原子炉を冷却する残留熱除去系 (B) の電源が、外部電源に加え非常用電源からも受電可能となり、全号機において、残留熱除去系 (B) のバックアップ電源 (非常用電源) を確保 (3月30日 14:30)

(5) その他異常等に関する報告

- ・ 1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報 (3月11日 18:08)
- ・ 1、2、4号機にて同法第10条通報 (3月11日 18:33)
- ・ 1号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象 (圧力抑制機能喪失) 発生 (3月12日 5:22)

- ・ 2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日5:32）
- ・ 4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日6:07）

○東北電力(株)女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町、石巻市）

（1）運転状況

- 1号機（52万4千kW）（自動停止、3月12日0:58冷温停止）
- 2号機（82万5千kW）（自動停止、地震時点で冷温停止）
- 3号機（82万5千kW）（自動停止、3月12日1:17冷温停止）

（2）モニタリングポスト等の指示値

MP2付近（敷地最北敷地境界）：

約0.21 $\mu$ Sv/h（6月13日15:00）（約0.21 $\mu$ Sv/h（6月12日16:00））

（3）その他異常に関する報告

- ・ タービン建屋地下1階の発煙は消火確認（3月11日22:55）
- ・ 原子力災害対策特別措置法第10条通報（3月13日13:09）

2 産業保安

○電気（5月27日23:00）

- ・ 東北電力（5月27日16:00現在）

停電戸数：約3百戸

停電地域：岩手県 一部地域で停電（約2十戸）

宮城県 一部地域で停電（約3百戸）

[参考情報]

なお、これらの他に、5月26日16時現在、家主不在等で送電を保留している家屋（約1万戸）、津波による家屋等流出地域（約7万8千戸）、福島県内の立入制限区域内（約3万1千戸）がある。

- ・ 東京電力

停電は3月19日1:00までに復旧済（延べ停電戸数 約405万戸）

- ・ 北海道電力

停電は3月12日14:00までに復旧済（延べ停電戸数 約3千戸）

- ・ 中部電力

停電は3月12日17:11に復旧済（延べ停電戸数 約4百戸）

[参考情報] 現在停止中の発電所（原子力発電所を除く）

[参考情報] 現在停止中の発電所（原子力発電所を除く）

- ・東京電力（5月27日15:00現在）※地震により停止中の発電所
  - 広野火力発電所 2, 4号機
  - 常陸那珂火力発電所 1号機
- ・東北電力（5月27日16:00現在）
  - 仙台火力発電所 4号機
  - 新仙台火力発電所 1, 2号機
  - 原町火力発電所 1, 2号機

○都市ガス（5月6日10:00現在）

5月3日までに家屋流出等地域を除いた約42万戸が復旧済

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中。

- ・盛岡ガス（盛岡市）死者1名、負傷者10名
  - 3月14日8:00 デパートの地下での爆発
- ・東部ガス（いわき市）死者1名
  - 3月12日11:30 一般住宅での漏えいガスに着火

○熱供給（6月13日10:00現在）

- ・小名浜配湯（いわき市小名浜）供給停止

○LPガス（4月14日21:00現在）

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中

- ・福島県いわき市 死者1名
  - 3月13日午前中 共同住宅でガス爆発
- ・いわき市鹿島の一般住宅でLPガス漏れが発生、元栓を閉めて漏えい防止を図っているところ。
  - （4月11日17:16頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの（福島県浜通りの地震発生による状況について（第二報）で公表済み。））

○コンビナート（4月14日21:00現在）

- ・コスモ石油千葉製油所（千葉縣市原市）
  - LPG貯槽の支柱が折れ、破損。ガス漏れ火災。重傷者1名、軽傷5名。3月21日午前鎮火。
- ・JX日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所（宮城県仙台市）
  - 出荷設備エリアで爆発、火災が発生。3月15日午後鎮火。
- ・福島県いわき市の第一三共プロファーマ(株)小名浜工場でガス漏れ、火災が発生（既に鎮火。けが人なし）
  - （4月11日17:16頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの（福島県浜通りの地震発生による状況について（第二報）で公表済み。））

### 3 原子力安全・保安院等の対応

【3月11日】

- 14:46 地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置
- 15:42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 16:36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生判断（16:45 通報）
- 18:08 福島第二原子力発電所1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 18:33 福島第二原子力発電所1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 19:03 緊急事態宣言（政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置）
- 20:50 福島県対策本部は、福島第一原子力発電所1号機の半径2kmの住人に避難指示を出した。（2km以内の住人は1,864人）
- 21:23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
  - ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
  - ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。
- 24:00 池田経済産業副大臣現地対策本部到着

【3月12日】

- 0:49 福島第一原子力発電所1号機にて事業者が同法第15条事象（格納容器圧力異常上昇）発生判断（01:20 通報）
- 5:22 福島第二原子力発電所1号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5:32 福島第二原子力発電所2号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5:44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示
- 6:07 福島第二原子力発電所4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生
- 6:50 経済産業大臣が原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。
- 7:45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楡葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力(株)福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。

- ・福島第二原子力発電所から半径 3 km 圏内の住民に対する避難指示。
  - ・福島第二原子力発電所から半径 10 km 圏内の住民に対する屋内退避指示。
- 15 : 20頃 東京電力（株）より、「今後、準備が整い次第、消火系にて海水を炉内に注入する予定」である旨、原子力安全・保安院、内閣官房内閣情報集約センター等宛てのファックスで受信（※ベントの状況報告等をする連絡様式書の参考情報として付記）。
- 17 : 00 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 15 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 17 : 39 内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域
- ・福島第二原子力発電所から半径 10 km 圏内の住民に対する避難を指示。
- 17 : 55 経済産業大臣から東京電力（株）に対して福島第一原子力発電所 1 号機原子炉容器内を海水で満たすよう、口頭で原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の措置命令を行うとともに、原子力安全・保安院に対して命令文書を発出するよう指示
- 18 : 00～20頃 東京電力（株）の関係者より、海水注入準備のためには時間がかかる（1.5 時間程度）という説明があったことから、海水注入による冷却の実施について、総理からの指示により、原子力安全委員会、東京電力（株）等とともに原子力安全・保安院が検討することとなった（総理から再臨界の可能性について問われた原子力安全委員長が可能性はゼロではないとの趣旨の回答をしたので、ホウ酸投入などそれを防ぐ方法を含め検討。）
- 18 : 25 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
- ・福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の住民に対する避難を指示。
- 19 : 04 福島第一原子力発電所 1 号機について、東京電力（株）が海水（ホウ酸なし）注入を開始。
- （※東京電力（株）の海水注入開始は、官邸には報告されていなかった。東京電力（株）の担当者から原子力安全・保安院には口頭連絡したが、原子力安全・保安院側にその記録はない。また、5 月 26 日に東京電力（株）より原子力安全・保安院等に、19 時 04 分以降、継続して注水が行われていた旨の報告があった。）
- 19 : 40 海水注入についての検討結果を原子力安全・保安院等が総理に説明。
- 19 : 55 総理より海水注入の指示
- 20 : 05 経済産業大臣が海水注入等を命令する旨の文書の完成
- （※同日 20 時 40 分に、東京電力（株）は原子力安全・保安院等に対し、20 時 20 分から海水注入を開始した旨を連絡。その後、5 月 26 日に東京電力（株）より原子力安全・保安院等に、19 時 04 分以降、継続

して注水が行われていた旨の報告があった)

20:45 東京電力(株)が再臨界を防ぐためのホウ酸投入を開始

【3月13日】

5:38 福島第一原子力発電所3号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(全注水機能喪失)である旨、受信。

当該サイトについて、東京電力において現在、電源及び注水機能の回復と、ベントのための作業を実施中。

9:01 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

9:08 福島第一原子力発電所3号機の圧力抑制及び真水注入を開始

9:20 福島第一原子力発電所3号機の耐圧ベント弁開放

9:30 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示

13:09 女川原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

13:12 福島第一原子力発電所3号機の注入を真水から海水に切り替え

14:36 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

【3月14日】

1:10 福島第一原子力発電所1号機及び3号機の注入をくみ上げ箇所海水が少なくなったため停止。

3:20 福島第一原子力発電所3号機の海水注入を再開

4:40 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

5:38 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

7:52 福島第一原子力発電所3号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(格納容器圧力異常上昇)である旨、受信

13:25 福島第一原子力発電所2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(原子炉冷却機能喪失)である旨、受信

22:13 福島第二原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

22:35 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

【3月15日】

0:00 国際原子力機関(IAEA)専門家派遣の受け入れを決定

IAEA天野事務局長による原子力発電所の被害に関する専門家派遣の意向を受け、原子力安全・保安院はIAEAによる知見ある専門家の派遣を受け入れることとした。なお、実際の受け入れ日程等については、今後調整を行う

- 0 : 0 0 米国原子力規制委員会（NRC）専門家派遣の受け入れを決定
- 7 : 2 1 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 7 : 2 4 （独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 7 : 4 4 （独）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 8 : 5 4 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 1 0 : 3 0 経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、4 号機の消火及び再臨界の防止、2 号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントについて実施することを命じた。
- 1 0 : 5 9 今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。
- 1 1 : 0 0 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域  
・炉内の状況を考慮して、新たに福島第一原子力発電所から半径 2 0 k m 圏～3 0 k m 圏内の住民に対する屋内退避を指示
- 1 6 : 3 0 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 2 2 : 0 0 経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、4 号機の使用済燃料プールへの注水について実施することを命じた。
- 2 3 : 4 6 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 【3 月 1 8 日】
- 1 3 : 0 0 文部科学省にて、福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリング調査の強化を決定
- 1 5 : 5 5 原子炉等規制法第 6 2 条の 3 に基づき、東京電力（株）福島第一原子力発電所第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 号機における事故故障等（原子炉建屋内の放射性物質の非管理区域への漏えい）の報告を受理
- 1 6 : 4 8 原子炉等規制法第 6 2 条の 3 に基づき、日本原子力発電（株）東海第二発電所における事故故障等（非常用ディーゼル発電機 2 C 海水ポンプ用電動機の故障）の報告を受理
- 【3 月 1 9 日】
- 7 : 4 4 6 号機の非常用ディーゼル発電機 2 台目（A）起動  
5 号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（C）が起動し、使用済燃料プールの冷却を開始（電源：6 号機の非常用ディーゼル発電機）の旨を受信
- 8 : 5 8 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月20日】

23:30 原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に指示

【3月21日】

7:45 原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出

16:45 原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において換気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長（いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村）宛に発出。

17:50 原子力災害対策本部長から、ハウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3月22日】

16:00 原子力安全委員会緊急技術助言組織から、3月22日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言依頼について、回答（助言）を受理。

【3月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月24日に発生した福島第一原子力発電所3号機タービン建屋における作業員の被ばくに関し、再発防止の観点から、直ちに放射線管理を見直し、改善するよう、口頭で指示。

【3月28日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定に係る評価の誤りについて、再発防止を図るよう、口頭で指示。

13:50 原子力安全・保安院は、原子力安全委員会臨時会議助言（福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階の滞留水について）を受け、東京電力株式会社に対し、海水モニタリングポイントの追加や地下水モニタリングの実施について、口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、タービン建屋の屋外で確認された水に係る報告が遅れたことに対し、重要な情報については、社内の情報伝達をスムーズにするとともに、適時適切に報告が行われるように指導。

【3月29日】

11:16 原子炉等規制法第62条の3及び電気関係報告規則第3条に基づき、東北電力(株)女川原子力発電所における事故故障等(津波による2号機原子炉補機冷却水ポンプ(B)等の故障及び1号機補助ボイラー重油タンクの倒壊)についての報告を受理。

原子力災害被災者支援の体制強化のため、経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」の設置、関係市町村への訪問等を実施。

原子力災害現地対策本部は、20-30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第1号を公表。

【3月30日】

各電気事業者等に対し、平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施に係る指示文書を発出し、手交。

【3月31日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、3月31日の福島第二原子力発電所への街宣車の進入について、核物質防護等に係る対策に万全を期すよう口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、作業員の放射線管理に万全を期すように注意喚起。

原子力災害現地対策本部は、20-30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第2号を公表。

【4月1日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、核種分析結果の誤りについて以下の3点について適切な対応をとるように嚴重注意。

- ・核種分析の過去の評価結果について、どの核種について評価の誤りがあるかを明らかにし、すみやかに再評価を行うこと。
- ・評価の誤りが発生した原因を調査するとともに、再発防止の徹底を行うこと。
- ・評価結果の誤り等については判明した段階で、早急に連絡を行うこと。

【4月2日】

福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について、サンプリングした液体の核種分析を実施すること、2号機周辺に今回漏えいが発見され施設と同様の箇所がない

か確認すること及び当該施設周辺においてより多くの場所で水を採取しモニタリングを強化することを口頭により指示。

【4月4日】

緊急やむ得ない措置として、海洋放出を実施するに当たっての助言を原子力安全委員会に求め、東京電力(株)に対し、現在実施している海洋モニタリングを着実に実施するとともに、さらに強化(測定ポイントの増加、実施頻度の増大)することにより、海洋放出による放射性物質の拡散による影響を調査・確認し、情報公開に努めること、併せて、海洋への放出を可能な限り低減するための方策を強化することを指示。

【4月5日】

福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出に伴う措置に係る地方公共団体への事前の通報連絡について、指示文書を発出。

【4月6日】

1号機原子炉格納容器への窒素封入を実施するに当たって、原子力安全・保安院から東京電力に対して以下の3点について指示(4月6日12:40)。  
①プラントパラメーターを適切に管理し、その変化に応じて安全を確保するための措置が適切に講じられるようにすること。  
②当該作業に従事する作業員の安全を確保する体制等を確立し実施すること。  
③窒素封入により当該原子炉格納容器内の気体が外部に漏出する可能性が否定できないことから、モニタリングを確実に実施し、更に強化することにより、窒素封入に伴う放射性物質の放出及び拡散による影響を調査及び確認し、情報公開に努めること。

【4月7日】

原子力災害現地対策本部は、20～30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第3号を公表(4月7日)

【4月9日】

原子力安全・保安院は、4月7日23時32分頃に発生した宮城県沖地震により、東北電力(株)東通原子力発電所1号機において全ての非常用ディーゼル発電機が動作可能でない状態に陥った事象を受け、各電気事業者等へ「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて」の指示文書を発出。

【4月10日】

原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関して、その必要性、安全性に係る評価、恒久的な排水保管及び処理施設についての方針等に係る報告の徴収について指示文書を発出。

【4月13日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所建屋の耐震安全性評価の実施結果及び有効な耐震補強工事等の対策の検討結果について報告を指示。
- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、平成23年度東北地方太平洋沖地震により発生した津波に関して、詳細な分析及び検討を指示。
- ・原子力安全・保安院は、東北電力（株）に対し、女川原子力発電所1号機から3号機において、4月7日23:32頃発生した2011年宮城県沖の地震時に取得した地震観測データの分析及び耐震安全上重要な設備の地震影響評価について報告を指示。

【4月14日】

- ・4月13日にサンプリングを行った1、2号機のサブドレン（施設内で集水・管理された地下水）について、前回に比べ放射線濃度が1桁上昇していたことから、原子力安全・保安院は監視の強化を図るよう、口頭で指示。

【4月15日】

- ・東京電力（株）において4月1日付け人事異動に伴う原子力災害対策特別措置法第9条第5項に基づく原子力防災管理者解任届出に遅延があったことを受け、原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対して、嚴重注意を行うとともに再発防止策を作成するよう口頭で指示。
- ・平成23年4月7日に宮城県沖地震により、電力系統の一部における地絡事故が発生し、原子力発電所等において一時的に外部電源の喪失が発生したことから、一般電気事業者等に対し外部電源の信頼性確保に係る対策を検討するなど指示。

【4月18日】

- ・4月10日付けで発出した報告の徴収に係る指示に基づき、東京電力（株）から提出された福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する報告書を受領（4月18日）し、その内容を確認（4月19日）。

【4月21日】

- ・内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楢葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力（株）福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、次の指示を出した。
  - 避難区域として、福島第二原子力発電所から半径10km圏内区域から半径8km圏内区域への変更を指示。

- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、富岡町長、双葉町長、大熊町長、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長及び葛尾村長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、次の指示を出した。
  - 福島第一原子力発電所から半径20km圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。

【4月22日】

- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯舘村長及び川俣町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、次の指示を出した。
  - 福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内に設定されていた屋内への退避を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うように指示。
- ・ 原子力災害対策本部は、事故状況の全体像を把握するとともに、計画的避難区域等の設定の評価等のため、下記項目を取り組むべく「環境モニタリング強化計画」を定めた。
  - 福島第一原子力発電所周辺を含む適切な範囲での放射性物質の分布状況の把握
  - 今後の各区域（避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域）における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための準備
  - 周辺住民等の被ばく線量評価のための環境の線量情報の提供

【4月24日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)からプラントデータの数値の一部に誤りがあるとの報告を受けた件について、以下の内容について口頭で嚴重注意を行った。

- ・ 本パラメータは、事故対応を的確かつ迅速に行うための基礎となるデータであるところ、これが誤って伝えられたことは極めて遺憾である。
- ・ 引き続き、点検を速やかにかつ確実に行うこと。
- ・ 万全な再発防止策を講じること。

【4月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項及び電気事業法第106条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所の事故に関する事故記録等について報告を指示。

【4月27日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた者(女子)1名の本年1月1日から3月31日(第4四半期)までの実効線量が5mSvを超えている旨の報告を受けたため、同社に対し、嚴重に注意をするとともに、原因の究明及び再発防止策の策定並びに福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成23年5月2日までに、当院に報告することを指示。

【4月30日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所第1号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に関して、それによる原子炉の安定的な冷却への効果及び次に掲げる安全性の評価について報告を指示。

- ・原子炉格納容器内の水位上昇に伴う原子炉建屋及び原子炉格納容器に対する構造強度への影響及び耐震性
- ・水位上昇により原子炉格納容器内の圧力が高まることによる影響
- ・タービン建屋漏えい水の増加による影響
- ・その他燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に係る安全性の評価に当たって必要な事項

【5月2日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置の必要性(今後の原子炉建屋内における作業内容の見通しを含む。)及び各低減措置(局所排風機の設置及び使用、並びに北側二重扉の開放)について報告を指示。5月3日、報告書を受領。

【5月5日】

東京電力(株)より、福島第一原子力発電所1号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施について報告があった件について、原子力安全・保安院は評価を行うとともに、東京電力(株)に対し、以下の指示を行った。

- ・原子炉格納容器内の水位及び原子炉格納容器から水の漏えいについて、十分な監視を行うとともに、注水量の抑制等あらかじめ定めている対応策を適切に実施すること。

- ・評価基準値に対する余裕の少ないサプレッションチェンバーの支柱について、今後も余震の発生が継続すると想定されることから、作業環境の改善を図った上で耐震補強を行うことについて検討すること。

※5月6日の中部電力（株）にかかる記述は削除しました。

#### 【5月8日～9日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置に係る必要性、放射性物質濃度低減効果及び環境影響評価等に関する東京電力（株）からの報告に対し、確認・評価を実施した上で、原子力安全委員会からも評価の内容で差し支えない旨の助言を得ている。また、これらに合わせて作業員の被ばく低減、環境への影響に留意すること、周辺環境のモニタリングを行い原子力安全委員会に報告することの留意事項についても原子力安全委員会から助言を受けている。

また、原子力安全・保安院は東京電力（株）に対し、以下の指示を行った。

- ・放射性物質濃度の低減措置実施後に福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋の開口部を開放するにあたっては、周辺公衆に及ぼす影響を考慮して実施するとともに、原子力安全・保安院に事前に報告すること
- ・1号機原子炉建屋の開口部の開放は、建屋内の雰囲気急激な影響を与えないように配慮して行うこと
- ・1号機原子炉建屋内で作業を行う作業員の被ばく管理を適切に実施すること
- ・1号機原子炉建屋開口部の開放後、モニタリングを適切に実施すること

東京電力が実施した上記原子炉建屋の開口部の開放作業に際し、原子力安全・保安院職員2名が現場に立会い、排気ダクト取外し等の作業状況の確認、東京電力が行った放射線測定状況の確認、開放後の原子炉建屋内部の状況の確認等を行った。

#### 【5月11日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所3号機の取水口付近において、立坑閉塞作業を実施していた作業員が、5月11日12:30頃、電源ケーブルを納めている管路を通じてピット内に水が流入していることを確認した件について、以下の内容について口頭指示を行った。

- ・海への影響の有無を確認すること
- ・直ちに止水措置を図ること
- ・流入流出経路及び状況を至急確認し報告すること

また、同日 18:45 に止水されたことを踏まえ、以下の内容について同日 19:00 に原子力安全・保安院から口頭指示を行った。

- ・完全に止水されていることを継続して確認すること
- ・モニタリングを継続すること
- ・再発防止策を十分に検討すること

【5月15日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所3号機タービン建屋地下の高濃度放射性排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する東京電力（株）からの報告に対し、当該措置は放射線障害を防止するために必要な措置であるものとの評価を行うとともに、東京電力（株）に対し、以下の指示を行った。

- ・滞留排水のプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋への移送にあたっては、移送における漏洩の発生の防止、貯蔵する滞留排水の水位管理及びモニタリング、並びに作業員の被ばく低減を重点として、報告書に記載されている実施計画及び具体的な安全確保策を確実に実施すること
- ・プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋は、本来、排水を貯蔵することを目的として設置されているものではないことから、処理設備設置の進捗状況を踏まえて使用終了時期を検討し、その結果を報告すること

なお、以上の評価を行うにあたり、東京電力が行った集中廃棄物処理建屋の高温焼却炉建屋の健全性確認のための点検、移送後の漏えい防止のための封止工事、移送配管の敷設等の安全確保のための作業等について、原子力安全・保安院の原子力安全保安検査官が必要に応じて立会による確認を行った。

【5月16日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）より、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所の事故にかかる事故記録等に関する報告を受け、今後の適切な応急措置の実施のため、地震発生前後の記録分析及びその結果を踏まえた原子炉施設の安全性への影響評価を行う必要があると判断したため、東京電力（株）に対し、平成23年東北地方太平洋沖地震発生前後の原子炉圧力容器内の水位等の記録分析による事項その他の原子炉施設の安全性への影響の評価結果について当院に報告するよう指示を行った。
- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）より、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、地震発生以後の福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況等にかかる記録に関する報告を受け、地震発生以後の同発電所内外の電気設備が当該報告における被害状況に至った原因及び同発電所への送電停止をもたらした送電線の保護

装置の動作に至った原因について明らかにする必要があると判断したため、以下の事項について当院に報告するよう指示を行った。

- 地震発生以後の同発電所内外の電気設備が当該報告における被害状況に至った原因について究明した結果
- 同発電所への送電停止をもたらした大熊線 1～4号線、夜の森線 1, 2号線の保護装置の動作に至った原因について究明した結果

【5月17日】

原子力災害対策本部は、原子力発電の事故による被災者の方々及び被災自治体への対応にかかる当面の課題とその取り組み方針として、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」を策定した。

【5月18日】

原子力安全・保安院は、5月16日に東京電力（株）より受領した地震観測記録の分析結果及び地震観測記録が中断したことについての報告内容を踏まえ、5月18日、東京電力（株）に対して、地震の揺れが原子炉建屋、タービン建屋、耐震安全上重要な機器・配管系等に与えた影響に関して検討するよう指示するとともに、原子炉設置者等に対して、地震計のデータを記録する装置における不具合の調査及び必要に応じた改修計画の策定を指示した。

【5月20日】

原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所2号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置に関して、設置に係る計画の内容、それによる使用済燃料プール内の使用済燃料の安定的な冷却への効果、及び使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置に係る安全性の評価の結果について報告を指示。

【5月23日】

- ・ 原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、福島第一原子力発電所2号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置について、原子炉等規制法第64条第1項の応急の措置の妥当性を検証するため、同法第67条第1項の規定に基づき報告を求めたところ、5月21日に報告を受領し、その内容について、応急の措置としてやむを得ないものであると評価。
- ・ 原子力安全・保安院は、5月20日に東京電力（株）より受領した福島第一原子力発電所3号機取水口付近からの高濃度の放射性物質を含む水（以下「汚染水」という）の外部への流出の対応についての報告内容を踏まえ、同発電所における汚染水の流出の再発防止に向

けた対策をより一層強化するため、同社が行う対策に加えて、以下の事項について実施するよう指示を行った。

- 確認が終えていない立坑及び護岸（岸壁等の亀裂等）の状況について調査を実施し、流出の可能性が否定できない箇所については、流出防止措置に関する計画を策定し、当院に報告すること。
- 港湾内のモニタリングの結果において放射性物質の濃度の有意な上昇を確認した場合は、周辺を直ちに目視等による調査を行い、流出が確認された場合には適切な止水措置を講じるとともに、その結果について当院に報告すること。
- 汚染水の滞留を適切に低減させ、その流出発生可能性の低減を図るため、施設内の滞留水の現状について可能な限り調査を行い、汚染水の保管・処理に関する計画について当院に報告すること。

#### 【5月24日】

原子力安全・保安院は、5月23日に東京電力（株）より受領した福島第一原子力発電所に係る運転記録及び事故記録等の分析及び影響評価に関する報告を踏まえ、以下のとおり評価した。

- 地震発生時に各プラントは正常に停止するとともに、地震による外部電源喪失後に非常用ディーゼル発電機は正常に起動した。冷却機能についても正常に機能していることを確認。しかし、津波の到達により、全交流電源を失った上に、バッテリー、配電盤等の電源系も被水・冠水したため、電源喪失期間が長期に渡り、現在の深刻な事態に至ることとなった。
- 一部の電気設備については、多量の放射性排水の存在等により現場の確認が難しく、情報の制約はあるが、現時点においては一定の妥当性があるものと評価。プラントデータ等の記録を総合的に勘案した結果、発電所内の電気設備の被害は津波により機能を喪失したものと考えられる。

#### 【5月25日】

原子力安全・保安院は、5月2日及び5月11日に東京電力（株）から「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の報告を受け、当該報告の評価を行った結果、放射線業務従事者の放射線管理について3件の法令違反があったことは遺憾であり、同社に対し厳重注意を行った。また、同社に対して、従業員の労働安全、健康管理及び生活改善について、放射線業務従事者の放射線管理が適切になされる観点から、更なる改善に努めるとともに、放射線業務従事者の放射線管理を適切に行い、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所

において、保安規定を遵守させるための対策を講じるよう指示を行った。

【6月4日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から福島第一原子力発電所プロセス主建屋への高濃度の放射性物質を含む水の移送における貯水レベルの変更に係る検討結果の報告を受け、今回の移送量の変更(プロセス主建屋への汚染水の移送範囲をこれまで同建屋地下2階部分に限定していたところ、今後は地下1階貫通部下端まで範囲を拡大)について、これまで実施した評価のうち影響を受ける項目(漏えい対策、被ばく対策)について改めて評価した結果、問題がないものと判断した。

【6月6日】

原子力安全・保安院は、5月16日付文書をもって東京電力(株)に指示した東北地方太平洋沖地震発生前後の記録の分析結果を踏まえた原子炉施設の安全性への影響の評価について、5月23日の同社による評価結果の報告を踏まえ、福島第一原子力発電所の事故に係る1号機、2号機及び3号機の炉心の状態に関して解析評価を行った。

【6月7日】

- ・ 経済産業省は、各電気事業者等に対し、平成23年東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置のうち直ちに取り組むべき措置として、以下の事項について実施するよう指示を行った。
  - 中央制御室の作業環境の確保
  - 緊急時における発電所構内通信手段の確保
  - 高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制の整備
  - 水素爆発防止対策
  - がれき撤去用の重機の配備
- ・ 原子力安全・保安院は、4月15日付文書をもって一般電気事業者等に指示した原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保に係る対応について、5月16日に受領した一般電気事業者等(福島第一・第二原子力発電所は除く)からの報告を評価した結果、一般電気事業者等に対し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で観測された地震観測記録の分析結果を踏まえ、開閉所等の電気設備が機能不全となる倒壊・損傷等が発生する可能性についての影響を評価するとともに、その評価結果を踏まえた対策策定に係る実施状況を報告するよう指示を行った。

【6月8日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1

項に基づき、福島第一原子力発電所2号機原子炉建屋内の作業環境改善に係る以下の事項について報告するよう指示を行った。

- ①福島第一原子力発電所2号機原子炉建屋の換気に係る作業内容、作業計画及びその必要性について、代替手段の有無を踏まえた評価結果
- ②福島第一原子力発電所2号機原子炉建屋の換気に係る作業に伴う放射性物質の放出量及び拡散予測を含む同発電所の周辺環境への影響評価結果
- ③②の作業を実施した場合の放射性物質放出に伴う同発電所の周辺環境への影響を適切に評価するためのモニタリング方法
- ④福島第一原子力発電所2号機原子炉建屋の換気後に実施される工事等における作業員の被ばく管理方法

【6月8日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から福島第一原子力発電所プロセス主建屋への高濃度の放射性物質を含む水の移送における貯水レベルの再変更に係る検討結果の報告を受け、今回の移送量の変更(地下1階貫通部まで範囲を拡大)について、これまで実施した評価のうち影響を受ける項目(漏えい対策、被ばく対策)について改めて評価した結果、その内容は妥当なものと判断した。

【6月9日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所において、高濃度の放射性物質を含む水の処理設備、汚染水の貯蔵設備及び汚染水の処理に伴い排出される凝縮された高濃度の放射性物質の貯蔵設備の設置が予定されているのを受け、6月1日、東京電力(株)に対し、これら処理設備等を設置することによる汚染水の低減効果及び設置に係る安全対策についての報告を求め、6月8日に東京電力(株)から当該報告書を受領した。当該報告の内容について、当院で評価を行い、汚染水の処理設備等の設置について、新たに以下の対応を指示した。

- 施設内の汚染水の貯蔵・処理の状況を踏まえた今後の見通しについて、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、当院に対して報告すること。また、その後、集中廃棄物処理建屋内の汚染水の処理が終了するまで、一週間に一度、当院に対して同様の報告をすること。

【6月10日】

原子力安全・保安院は、6月10日、東京電力より、福島第一原子力発電所の緊急時作業における放射線業務従事者の線量限度(250mSv)を超える被ばく者が2名いることの報告を受けた。東京電力に対し、放射線業務従事者の実効線量が、原子炉等規制法に定める線量限度(250mSv)を超過し管理できなかったことは、遺憾であり、嚴重に注

意するとともに、原因の究明及び再発防止対策の策定を行い、6月17日までに保安院に報告することを指示した。

【6月13日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所3号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系(以下「循環冷却システム」という)の設置に関して、設置に係る計画の内容、それによる使用済燃料プール内の使用済燃料の安定的な冷却への効果及び下記事項に係る安全性の評価の結果について報告するよう指示を行った。

- ⑧ 循環冷却システムを構成する設備の構造強度及び耐震安全性
- ⑨ 循環冷却システムの冷却能力
- ⑩ 循環冷却システムからの冷却水の漏えい防止策
- ⑪ 循環冷却システムの機能喪失時の対策
- ⑫ 循環冷却システムの設置、運転等に係る放射線防護対策
- ⑬ 循環冷却システムの運転管理及び保守管理
- ⑭ その他循環冷却システムの設置にかかる安全性の評価に当たって必要な事項

<被ばくの可能性(6月14日15:30現在)>

1. 住民の被ばく

- (1) 二本松市福島県男女共生センターにおいて、双葉厚生病院からの避難者約60名を含む133名の測定を行い、13,000cpm以上の23名に除染を実施した。
- (2) この他、福島県が用意した民間バスで、双葉厚生病院から川俣町済生会川俣病院へ移動した35名については、県対策本部は被ばくしていないと判断。
- (3) バスにより避難した双葉町の住民約100名について、100名のうち、9名について測定した結果、以下の通りだった。県外(宮城県)に分かれて避難したが、その後合流して二本松市福島男女共生センターへ移動。

カウント数	人数
18,000cpm	1名
30,000~36,000cpm	1名
40,000cpm	1名
40,000cpm弱*	1名
ごく小さい値	5名

※(1回目の測定では100,000cpmを超え、その後靴を脱いで測定した結果計測されたもの)

- (4) 3月12日から3月15日にかけて、大熊町のオフサイトセンターにおいて、スクリーニングを開始。現在までに162名が検査済み。初め除染の基準値を6,000cpmとし、110名が6,000cpm未満、41名が6,000cpm以上の値を示した。

後に基準値を 13,000cpm と引き上げた際には、8 名が 13,000cpm 未満、3 名が 13,000cpm 以上の値を示した。

検査を受けた 162 名のうち、5 名が除染処置を施した後、病院へ搬送された。

(5) 福島県において、避難した 10 km 圏内の入院患者と病院関係者の避難を実施。関係者のスクリーニングを行った結果、3 名について除染後も高い数値が検出されたため、第 2 次被ばく医療機関へ搬送。この搬送に関係した消防職員 60 名のスクリーニングで 3 名について、バックグラウンドの 2 倍以上程度の放射線が検出されたため、60 名に対し除染を行った。

(6) 福島県は 3 月 13 日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等 9 ヶ所（常設）で実施中。6 月 12 日までに 200,501 人に対し実施。そのうち、100,000cpm 以上の値を示した者は 102 人であったが、100,000cpm 以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm 以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

## 2. 従業員等の被ばく

福島第一原子力発電所で緊急時作業にかかる外部被ばく線量 100mSv を超過した作業員は、計 30 名（6 月 6 日 0:15 現在）。

なお、当該作業員 3 名のうち、2 名については、両足の皮膚に放射性物質の付着を確認し、ベータ線熱傷の可能性があると判断されたことから、3 月 24 日に福島県立医科大学附属病院へ搬送し、その後、3 月 25 日に作業員 3 名とも千葉県にある放射線医学総合研究所に到着。検査の結果、2 人の足の被ばく量は 2～3 Sv と推定され、足及び内部被ばく共に治療が必要となるレベルではなかったが、3 名とも、入院して経過を見ることとなった。3 月 28 日正午頃 3 名の方がすべて退院した。当該作業員 3 名は 4 月 11 日に放射線医学総合研究所で再受診し、3 名とも健康状態に問題はなかった。なお、両足に局所被ばくのあった 2 名の皮膚に熱傷の症状や紅斑などは認められていない。

また、4 月 1 日 11:35 頃、米軍のはしけ船のホース手直し作業のために岸から船に乗り込む際、作業員 1 名が海に落下した。すぐに周囲の作業員に救助され、けが及び外部汚染はなかったが、念のため、ホールボディカウンタによる測定を行った結果、4 月 12 日に内部取り込みなしと評価された。

4 月 27 日、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性 1 名について、平成 23 年 1 月 1 日を始期とする 3 月までの実効線量（平成 22 年度第四半期分）が 17.55mSv であり、法令に定める線量限度（5mSv/3 か月）を超えていることを確認。当該職員については、医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

4 月 30 日に、東京電力が平成 23 年 3 月末時点での緊急時作業にかかる外部被ばく線量 100mSv 超過者の被ばく線量の測定結果を取りまとめた。それによれば、被ばく線量の測定結果（内部被ばく、外部被ばくの合計値と人数）は、200～250mSv

が2名、150～200mSvが8名、100～150mSvが11名であった。

さらに、5月1日、女性1名について、法令に定める線量限度（5mSv/3か月）を超えていることを新たに確認。当該女性の線量は、7.49mSvであった。医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

6月3日に、東京電力が5月30日に甲状腺の体内放射エネルギー（ヨウ素131）が高いことが確認された社員2名について、現段階での被ばく線量の評価状況を公表した。それによれば、当該2名の線量評価（暫定評価値）は、210～580mSv及び200～570mSvであった。

6月10日に、東京電力が当該2名の被ばく線量の評価作業状況を公表した。それによれば、当該2名の被ばく線量（5月分の外部被ばく線量を含んでいない値）は678mSv及び643mSvであり、2名とも緊急時の線量限度である250mSvを超えることが確認された。健康診断の結果、健康への影響はないことが確認されている。また、新たに男性社員1名について甲状腺の体内放射エネルギー（ヨウ素131）が高めであることが確認された。今後、当該社員1名については、内部被ばく線量の詳細評価を行い、被ばく線量の確定作業を行う。

6月13日に、東京電力が3月中に緊急作業に従事した作業員の外部被ばく線量の評価結果及び、同作業員のうちで5月末日までにホールボディカウンタによる測定を実施した作業員についての内部被ばく線量に係る一時評価結果がまとまったものについて公表した。それによれば、250mSvを超える恐れのある作業員が6月10日に公表した2名を含めて計8名となった。

### 3. その他

- (1) 福島第一原発で作業していた自衛隊員4名が爆発により負傷。うち、1名は放医研に搬送され、検査の結果、外傷のみで、被ばくによる健康被害はないと判断され、3月17日に退院。防衛省において、その他自衛官の被ばくは確認されず。
- (2) 警察官について、警察庁において2名の除染の実施を確認。異常の報告はなし。
- (3) 3月24日、川俣町保健センター等において、1～15歳までの66名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。
- (4) 3月26日～3月27日、いわき市保健所において、0～15歳までの137名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。
- (5) 3月28日～3月30日、川俣町公民館及び飯舘村役場において、0～15歳までの946名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

#### <放射能除染スクリーニングレベルに関する指示>

- (1) 3月20日、原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双

葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村)宛に指示。

旧：γ線サーベイメーターにより 40 ベクレル/c m<sup>2</sup>または 6,000cpm

新：1 マイクロシーベルト/時 (10cm 離れた場所での線量率) またはこれに相当する 100,000cpm

#### <避難時における安定ヨウ素剤投与の指示>

(1) 3月16日、原子力災害対策現地本部から、「避難区域(半径20km)からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示」を県知事及び市町村(富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村)宛に発出。

(2) 3月21日、原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長(富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村)宛に発出。

#### <負傷者等の状況(6月14日15:30現在)>

##### 1. 3月11日の地震による福島第一原子力発電所の負傷者

- ・社員2名(軽傷、既に仕事復帰)
- ・社員2名(地震、津波の際に割れたガラスで切り傷、既に仕事復帰)
- ・社員1名(避難の際に擦り傷、既に仕事復帰)
- ・協力会社1名(両足骨折で入院中)
- ・死亡2名(地震発生後から東京電力(株)の社員2名が行方不明となり、捜査を継続してきたが、3月30日午後、4号機タービン建屋地下一階において当該社員2名が発見され、4月2日までに死亡が確認された。)

##### 2. 3月12日の福島第一原子力発電所1号機の爆発による負傷者

- ・1号機付近で爆発と発煙が発生した際に4名(社員2名、協力会社2名)が1号タービン建屋付近(管理区域外)で負傷。川内診療所で診療。社員2名は既に仕事復帰。協力会社の2名は自宅療養中。

##### 3. 3月14日の福島第一原子力発電所3号機の爆発による負傷者

- ・社員4名(既に仕事復帰)
- ・協力会社3名(既に仕事復帰)
- ・自衛隊4名(うち1名は内部被ばくの可能性を考慮し、「(独)放射線医学総合研究所」へ搬送。診察の結果内部被ばくはなし。3月17日退院)

##### 4. その他の被害

- ・3月11日の地震発生の際に、福島第二原子力発電所において、協力会社の1名

(クレーンオペレータ)が死亡。(タワークレーンが折れ、オペレータールームがつぶれ、頭に当たった模様。)

- ・3月11日に協力会社の1名を病院へ搬送(後日脳梗塞と判明)
- ・3月12日に急病人1名発生(脳卒中、救急車搬送、入院中)
- ・3月12日に管理区域外にて社員1名が左胸の痛みを訴えて救急車を要請(意識あり、現在、自宅療養中。)
- ・3月12日に社員1名が左腕裂傷、病院へ搬送し手当(既に仕事復帰)
- ・3月13日に社員2名が中央制御室での全面マスク着用中に不調を訴え、福島第二の産業医の受診を受けるべく搬送(1名は既に仕事復帰、残り1名は自宅療養中)
- ・3月22日、23日に共用プールで仮設電源盤の作業中に協力会社の2名が負傷し、産業医のいる福島第二原子力発電所へ搬送。(1名は既に仕事復帰、残り1名は自宅療養中)
- ・4月7日午後、福島第一原子力発電所構内北側の土捨て場において、土のう作りをしていた作業員1名が体調不良になったため、Jビレッジに搬送し、身体サーベイにより汚染なしを確認した後、救急車でいわき市立共立病院に搬送された。4月8日、「脱水、一過性意識消失」と診断。
- ・4月9日午前9時19分、水処理建屋において全面マスク着用でケーブル処理作業を行っていた協力企業社員1名の気分が悪くなり、建屋の外にある蓋のずれたマンホールに足を踏み入れて負傷したため、病院へ搬送しました。診断の結果、「右膝挫傷」「右膝内側側副靭帯損傷疑い」と診断。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。
- ・4月10日午前11時10分頃、2号機ヤードにおいて排水ホースの敷設作業を行っていた協力企業社員1名の気分が悪くなったため、Jビレッジに搬送後、同日午後2時27分に救急車で総合磐城共立病院へ搬送。なお、身体への放射性物質の付着はないことが確認された。
- ・4月23日午後4時30分頃、発電所構外(楢葉町内生コン工場)において、作業員1名がコンクリートミキサーで使用したホースの接続部の手入れ作業を行っていた際に、液体が飛散し目に入った。目に痛みを感じたことから、Jヴィレッジに搬送し産業医の診察を受けた後、受診できる眼科が近くになかったため、念のため救急車でいわき市立共立病院へ搬送。左目に軟膏等の処方を受け、眼帯をして宿舍に帰宅したが、専門医が不在であったため、4月24日に再診したところ、中等度の結膜炎で1週間程度の通院治療を要すると診断された。なお、通常業務は行えることとことから、4月24日から普通作業(内業)に従事している。
- ・5月5日午前11時頃、福島第一原子力発電所西門外側駐車場で、仮設休憩所組立作業中の協力企業作業員1名が、脚立から転落し負傷したため、福島労災病院へ搬送された。なお、当該作業員の汚染はなかった。
- ・5月14日午前6時50分頃、福島第一原子力発電所集中環境施設において、排水

処理関連作業（機材搬送作業）を行っていた協力企業作業員 1 名が体調不良となった。本人は意識が無く、自発呼吸もなかったため、Jビレッジに搬送し医師の診察後、救急車にて総合磐城共立病院へ搬送された。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。

その後、午前 9 時 33 分に死亡が確認された。

- ・ 5 月 23 日午前 10 時 20 分頃、サイトバンカ建屋 1 階大物搬入口付近で、処理水タンクの荷下ろし作業を行っていた協力企業作業員 1 名が左手を負傷。福島第一原子力発電所医務室にて診察し、Jビレッジにて再診察を行った後、同日午後 0 時 50 分頃、総合磐城共立病院へ救急車で搬送。身体への汚染なし。
- ・ 5 月 31 日午後 1 時 30 分頃、集中廃棄物処理施設で、ケーブル敷設作業を行っていた協力企業作業員 1 名が、右手第 2 指を負傷。念のため発電所医務室で点滴を実施後、午後 2 時 26 分に Jビレッジに向けて業務車で搬送。午後 3 時 35 分に救急車にて Jビレッジから福島労災病医院へ搬送。身体への汚染なし。
- ・ 6 月 4 日午前 9 時頃、集中廃棄物処理施設プロセス主建屋 1 階で滞留水回収プロジェクト作業の現場監督を行っていた協力企業作業員 1 名が体調不良を訴えた。その後、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院に搬送された。身体への汚染なし。6 月 8 日に、「一過性意識消失発作・脱水症」と診断された。
- ・ 6 月 5 日午前 10 時頃及び午前 10 時 15 分頃、ポンプ関係のケーブル敷設作業を実施していた作業員 2 名が体調不良を訴え、福島第一原子力発電所医務室で診察を実施後、Jビレッジに搬送された。その後、作業員のうち 1 名は、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院に搬送され、診察を受けた結果、「脱水症」の疑いがあり、1 週間程度の入院・加療が必要と診断。もう 1 名の作業員は、救急車で福島労災病医院へ搬送され、診察を受けた結果、「脱水症 3 日間の自宅安静を要す」との診断。身体への汚染なし。
- ・ 6 月 6 日午後 7 時 10 分頃、集中廃棄物処理施設焼却工作建屋において、協力企業作業員 1 名が足を滑らせて左胸部を接触し、左肋骨を負傷。発電所医務室での医師の診察および手当てを実施後、午後 8 時 10 分に Jビレッジに向けて搬送。午後 9 時 22 分頃に救急車にて総合磐城共立病院へ搬送。身体への汚染なし。6 月 10 日、「脾臓損傷、肋骨骨折」と診断された。
- ・ 6 月 9 日朝、Jビレッジから福島第一原子力発電所に出社途中の東電社員が体調不良を訴え、福島第二原子力発電所で降車し、Jビレッジに戻って診察を受けた後、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院へ搬送した（11:22 に到着）。

#### <住民避難の状況（6 月 14 日 15:30 現在）>

3 月 15 日 11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所半径 20 km から 30 km 圏内の住民に対して、屋内退避を指示。その旨を福島県及び関係自治体へ連絡。

福島第一原子力発電所 20 km 圏外及び福島第二原子力発電所 10 km 圏外への避難は、措置済。

- ・福島第一原子力発電所20kmから30km圏内の屋内退避について、徹底中。
- ・福島県と連携して、屋内退避圏内の住民の生活支援等を実施。
- ・3月28日、官房長官から福島第一原子力発電所から半径20km圏内の立ち入り規制の継続について発言。同日、原子力災害現地対策本部から関係市町村に対して、20km圏内の避難地域への立入禁止について通知。

4月21日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第二原子力発電所で発生した事故に関する避難区域を福島第二原子力発電所から半径10km圏内から半径8km圏内に変更するよう指示。

4月21日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から20km圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立ち入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。(警戒区域の発動日時：4月22日0:00)

4月22日9:44、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から20kmから30km圏内の屋内退避を解除するとともに、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定し、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うよう指示。

5月15日より、飯舘村及び川俣町において町村の斡旋する移転先への計画的避難が開始。5月31日時点において、避難済及び避難先が確定している方(自主避難を含む)は飯舘村で4,750人(対象人数6,177人、約77%)、川俣町で1,240人(対象人数1,252人、約99%)。残りの住民の方についても、計画的避難が円滑に行われるよう町村の取組を引き続き支援。

#### <警戒区域への一時立ち入りについて>

- ・次の市町村で、住民の一時立ち入りを実施。

川内村(実施日5月10日)、葛尾村(同5月12日)、田村市(同5月22日)、南相馬市(同5月25日、27日、6月7日、8日、14日)、富岡町(同5月25日、6月6日、7日、8日、9日、14日)、浪江町(同5月26日、27日、6月4日、5日、11日、12日)、双葉町(同5月26日、27日、6月6日、9日、11日、12日)、大熊町(同6月4日、5日、6日、9日、11日、12日)、楡葉町(同6月6日、7日、8日、9日、14日)

- ・次の市町村で、車の持ち出しを実施。

南相馬市(実施日6月1日)、川内村(同6月1日)、田村市(同6月2日)、大熊町(同6月2日)、双葉町(同6月2日)、浪江町(同6月2日)、葛尾村(同6月2日)

#### <飲食物への指示>

原子力災害対策本部長より、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川の知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、原子力災害対策本部は、出荷制限等の発動・解除の考え方については、原

子力安全委員会の助言も踏まえ、以下のように整理した。

- ・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする
- ・暫定規制値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断
- ・出荷制限の解除は、福島第一原子力発電所の状況を勘案しつつ、約1週間ごと検査を行い、3回連続で暫定規制値を下回った品目・区域に対して実施
- ・ただし、原子力発電所から放射性物質の放出が継続している間は、解除後も引き続き約1週間ごとに検査を実施

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (6月14日15:30現在)

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
福島県	<p>○原乳（南相馬市<sup>※2</sup>、田村市<sup>※1</sup>、川俣町（山木屋の区域に限る）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村<sup>※1</sup>、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津若松市、天栄村、柳津町、昭和村、金山町、只見町、昭和村、檜枝岐村、玉川村</p> <p>○非結球性葉菜類（（ハウレンソウ、コマツナ等）すべて）（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市<sup>※2</sup>、南相馬市<sup>※1</sup>、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市<sup>※2</sup>、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村</p> <p>○カブ（田村市<sup>※2</sup>、相馬市、南相馬市、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村</p>	<p>○非結球性葉菜類（（ハウレンソウ、コマツナ等）すべて）（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市<sup>※1</sup>、南相馬市<sup>※2</sup>、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市<sup>※1</sup>、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村</p>

	<p>○しいたけ（露地で原木栽培されたものに限る）（福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市※<sup>1</sup>、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村※<sup>1</sup>）</p> <p>○たけのこ（伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、天栄村、西郷村）</p> <p>○くさそてつ（こごみ）（福島市、桑折町）</p> <p>○うめ（福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町）</p> <p>○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域）</p> <p>○ヤマメ（養殖を除く）（秋元湖、檜原湖、小野川湖及びこれら湖への流入河川、長瀬川（酸川との合流点から上流部分に限る）、阿武隈川（支流を含む））</p>	<p>○しいたけ（露地で原木栽培されたものに限る）飯館村</p> <p>○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域）</p>
茨城県	○茶（全域）	
栃木県	○茶（鹿沼市、大田原市）	
千葉県	○茶（野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町）	
神奈川県	○茶（南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村）	

※ 1：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る

※ 2：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る

## （2）水道水の飲用制限の要請（6月14日 15:30 現在）

制限範囲	水道事業（対象自治体）
利用するすべての住民	なし
乳児	なし
・対応を継続している水道事業	なし
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

### <消防機関の活動状況>

・3月22日 11:00～14:00 頃：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による設営を指導。

- ・ 3月23日 8:30～9:30、13:30～14:30：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による運用を指導。